

第六十三回国会 参議院 地方行政委員会 會議録 第十七号

昭和四十五年四月二十八日(火曜日)
午前十時四十分開会

委員の異動

四月二十三日

辭任 加瀬 完君

辭任 瀨谷 英行君

補欠選任 瀨谷 英行君

補欠選任 鈴木 強君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

山内 一郎君

熊谷 太三郎君

安田 隆明君

山本 伊三郎君

原田 立君

内藤 三郎君

初村 謙一郎君

船田 謙君

増田 盛君

山崎 竜男君

吉武 恵市君

若林 正武君

竹田 四郎君

千葉 千代世君

和田 静夫君

阿部 憲一君

市川 房枝君

自治大臣 秋田 大助君

國務大臣 山野 幸吉君

政府委員

總理府特別地域連絡局長

警察庁長官官房 富田 朝彦君

自治大臣官房長 鎌田 要人君

自治省行政局長 山本 明君

自治省財政局長 長野 士郎君

常任委員会専門員 鈴木 武君

労働省職業安定局長 保科 真一君

建設大臣官房人事課長 栗屋 敏信君

自治大臣官房参事官 首藤 堯君

自治省行政局長 潮田 康夫君

自治省給与課長 森岡 敬君

自治省財政局長 横手 正君

自治省財政局交 付税課長

本日の會議に付した案件

○地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方行政の改革に関する調査

(昭和四十五年度地方財政計画に関する件)

○委員長(山内一郎君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

地方交付税法の一部を改正する法律案及び昭和四十五年度地方財政計画に関する件を一括して議題といたします。

前回、提案理由の説明を聴取いたしておりますので、これより補足説明を聴取いたします。長野

財政局長。

○政府委員(長野士郎君) 最初に、昭和四十五年

度の地方財政計画から御説明を申し上げます。

まず、お手元に御配付いたしております「昭和四十五年度地方財政計画の説明」という資料がございますが、これをお開き願ひまして、この順序に従つて御説明申し上げますが、まず

最初の昭和四十五年度地方財政計画の「策定方針」のところにござります。前委員会におきまして、大臣から提案理由の説明として御説明を申し上げたところをございまして、この点は省略をさせていただきます。

そこで、次に三ページをめくっていただきます。三ページは四十五年度地方財政計画の規模でございますが、大臣の説明にもございまして、うに、またここに掲げておりますように、四十五年度の財政計画の規模は総額七兆八千九百七十九億円でございまして、前年度に比しまして一兆二千五百八十二億円の増加でございます。増加率は一・八・九％ということに相なっております。第一

表「歳入」でございますが、歳入の關係につきましては、いま申し上げましたように規模がふくらんでおりますが、その中では、「地方税」の項目におきまして、税制改正後、前年度に比しまして五千七百五十億円の増加を見込んでおるのでござい

ます。増加率は二〇・五％でございます。

第二番目には、来年度におきましての税制改正による減税及びこれに伴う減収の關係でございますが、地方税法の改正を御審議願ひました際に御説明申し上げたとおりでございますが、第一番目には、住民税の課税最低限の引き上げなどによりまして六百六十二億円、二番目には、事業税について事業主控除の引き上げによりまして約六十億

円、第三番目には、その他電気ガス税の免税点の引き上げ等によりまして十六億円、なおこのほか土地にかかわる固定資産税の評価がえに伴いますところの都市計画税については、負担の調整を行

なうことになりました結果、調整を行ないますので、二百三十五億円の減収と、こういうことに相

なりますが、一方都市における財政需要の増高の

実態を考慮いたしまして、都市財源の充実をはか

ることといたしまして、法人課税の増徴に伴う法

人税割りの増収分をすべて市町村の財源として付

与することいたしました。このいま申し上げまし

たような關係につきましては、六ページ以下を

ごらんいただければ、そういうことの主要な内訳

になっておるのでございます。

それから次に、八ページに参りまして、地

方譲与税の關係でございますが、地方譲与税の収

入見込み額は千九百七十七億円でございまして、うち

地方道路譲与税は、ここに書いておりますよう

に、八百九十八億円、石油ガス譲与税は百三十三

億円、特別とん譲与税は六十二億円でございまして

、前年度に比しまして、合計いたしまして百八

十五億円、二〇・三％の増加となっております。

この中で特に著しく増加しておりますのは石油ガ

ス税でございますが、八五・一％の増加を示して

おります。これは、四十五年の一月一日以降にお

きましては、従来適用されておりましたところの

暫定軽減税率の特例措置が適用されなくなりました

ために、それだけの伸びを示すことに相なつた

のでございます。

次は、次のページを開いていただきます。地

方交付税でございますが、地方交付税の総額は一

兆六千九百二十五億円でございまして、前年度に

比しまして三千三十三億円、二一・八％の増加と

なっております。交付税の算定基礎は、第四表に

示しておるとおりでございます。国税三税の三

二％、交付税が一兆六千六百二十八億円。その内

訳は、三・二％分が一兆六千九百六十九億円でござ

います。四十五年の特例措置あるいは精算分

等を差し引きをいたしまして、それから、四十三

年度以降、ここに書いておられますように、二百五十億円の借り入れの償還の計画がございまして、四十五年度分は八十五億円の返還ということに相なっております。それで、それをかれこれ合計をいたしますと一兆六千五百四十三億に相なっておりますが、それにさらに四十四年度の補正予算によりますところの繰り越し分約三百八十二億を加えまして、総計といたしまして一兆六千九百二十五億、増加額三千三十三億と、こういうことに相なっておりますのでございします。

一〇ページに参りまして、国庫支出金でございますが、国庫支出金の総額は二兆四千億円であります。前年度に對しまして、二千五百八十一億、一四・八％の増加であります。内訳は第五表に示しておるとございしますが、この中で伸びの多いものをかいつまんで申し上げますと、社会保障の關係におきまして、生活扶助の基準等の引き上げを中心といたしまして、この生活保護費の負担金が相当増加をいたしております。この増加率は一八・七％であります。その次の児童保護費あるいは精神衛生費、老人保護費などいずれも増加を示しております。これはそれぞれ、基準の引き上げによりますところの負担金の増加でございます。児童保護費の負担金の増加率は二六・一％、精神衛生費の關係は二九・五％、老人保護費の關係は二六・六％であります。いずれも国庫支出金総額の増加の割合よりも非常にふえております。

第二番目には、公共事業費の關係でございますが、道路、治山治水などを中心にいたしまして、補助金の増加がはかられてございまして、これらの公共事業費の補助負担金の増額の割合は、前年度に比較いたしました一七・八％ということに相なっております。そういうことで、合計いたしました二兆四千億、前年度に對しまして二千五百八十一億円の増加と相なっておりますのでございします。その次のページに参りますと、地方債の關係でございますが、「地方債」の中で「一般会計分の地

方債」、財政計画に組み込まれますところの地方債分は、発行予定額は、ここに書いてございします。三千六百三十二億とございまして、前年度に對しまして七百三十五億、二五・四％の増加でございます。これは割合から申し上げますと、歳入中で最も大きな伸びを示しておると、ことに相なりますが、内容といたしましては、生活関連施設の整備を中心といたしまして、この公共的というところになります。おもなものはこの第六表に掲げております。公営住宅の建設事業、二百五億円の増加をみております。それから四番目の義務教育施設整備事業、百十七億円の増額でございますが、この中には義務教育関係の中小学校の敷地用地取得の起債は、昨年五十億でありましたものが八十億に増額されております。それから第六番目には辺地及び過疎対策事業、これは辺地及び過疎対策事業につきましては、新たに項目を立てまして、二百億といたうことになっております。四十四年度に對しまして百三十八億円の増加でございますが、これは辺地債が七十億、過疎債が百三十億という一応の内訳に相なっております。その次の同和対策事業につきましては、新しい項目を立てまして、特別措置法の実施に對應をいたしておるわけでございます。今年度七十億といたうことに一応額を計上いたしております。なおこのほかに、五番目の一般単独事業の中に入っておりますが、広域市町村圏關係の担当事業として一応三十億を予定をいたしてしております。

その次に、一三ページに参りますが、一三ページでは、歳入の項の中では使用料、手数料等につきましても、これはいずれも最近における実績の増加率を勘案をいたしまして、七十一億円の増加を見込んでおるのでございします。それから、雑収入につきましては、まあ一応例年経済成長率を勘案いたしまして計上することにしたしておりますが、今年度におきましても二百二十七億円の増加を見込みまして、二千二百七十九億といたしてお

ります。

次には、一五ページ、歳出のほうに入っております。一五ページ、歳出のほうに入っております。給与関係経費でございますが、給与関係経費の総額は二兆五千二百二十五億とございまして、前年度に對しまして三千二百四十七億、一四・八％の増加でございます。本年度におきましても、内容といたしまして、国の措置に準じまして、給与の改善措置に必要な経費を計上いたしておりますが、前年度に引き続き定員の合理化という国家公務員についての方針に準じまして、地方公務員についても、義務教育職員とか、警察官、消防職員、あるいは清掃職員等を除きまして、それ以外の職員については、地方財政計画上の削減の措置、合理化の措置をはかることにいたしておるのでございします。給与費につきましては、給与費の総額は二兆四千七百三十四億とございまして、前年度に比しまして三千二百三十三億、一四・九％の増加といたうことになっております。この中には、第一番目は、四十四年度の給与改訂分の平年度化分二千二百二十三億が入っております。第二番目には、昇給に要する給与費の増額といたしまして、五百三十七億を見込んでおります。それから給与改善に要する経費といたしまして、三百二十一億を見込んでおりますが、これは、国の措置に準じまして給与改善に必要な経費として、年度中におきまして給与改定等の措置に對應いたしたいということで考へておるのでございします。それから四番目には、警察官とか高校教員等の人員増によるもの九十九億等を内訳といたしておりますが、なおそのほかに特別職の給与改定の増、定員合理化に伴いますところの減、共済組合負担金の増を見込みまして、三千二百三十三億という内訳に相なっておりますのでございします。

次のページに参りまして、一六ページでございますが、一六ページは一般行政費でございます。一般行政費の総額は一兆五千四百二十六億であります。前年度に比しまして二千三百六十八億円の増加となっております。国の補助負担金を伴い

ますものは、国の予算に計上されました普通補助負担金を基礎として算定されました経費は七千九百二十九億とあり、前年度に對しまして一千二百九億円の増加と相なっております。国の補助負担金を伴いませんもの、これは一九ページをひとつお開き願いますが、国の補助負担金を伴わない一般行政費は七千四百九十七億とありまして、前年度に對しまして千五百九十九億円の増加と相なっております。

なお、国の補助負担金を伴わないものの歳出の内訳の中には、本年度におきましても前年度に引き続きまして土地開発基金設置に要する経費六百億、財政健全化のための留保資金として百億を増額計上いたしております。

なおこの経費の中には、給与改定とか現年発生災害等に対応いたしますところの年度途中における追加財政需要の発生に備へまして約七百億を計上いたしておるのでございします。また旅費、物件費等につきましては、ここに書いてございしますようにおおむね府県につきまして七％、市町村につきまして四％程度の経費の節減を行なうことといたしまして、百二億円の減額を見込んでおります。

その次は公債費でございます。一般会計分の既発行地方債の昭和四十四年度末現債高一兆七千五百七十四億及び昭和四十五年度の新規発行額三千六百三十二億、これにかかりますところの四十五年度の償還額は三千九十一億とありまして、前年度に對しまして五百三十七億円の増加と相なっております。

その次は、次のページ、二〇ページでございます。維持補修費の關係でございますが、維持補修費の關係は、各種施設の増加および補修単価の上昇等の事情を考慮いたしまして、百三十七億円の増加を見込んでおります。

第五番目の歳出は投資的経費でございますが、投資的経費の総額は三兆四百三十三億とあり、前年度に對しまして五千八百七十三億、二三・九％の増加であります。投資的経費の内訳につきましては、直轄事業負担金千三百三十六億、公共事業

費一兆五千二百二十八億円で、このうち普通建設事業費は一兆四千二百二十億円であります。前年度に對しまして二千四百二十二億円の増加をいたしてあります。公共事業費の内訳は第十四表に出ているところでございます。説明は省略させていただきます。失効事業費も内訳は第十五表のとおりでございます。

それから次に二三ページに行つていただきますと、投資的経費のうちで一般事業費および特別事業費、二三ページに書いておりますところの一般事業費と特別事業費が、いわゆる地方の単独事業でございます。一般事業費の総額は五千九百六十五億円でございまして、前年度に比しまして千二百億、二・七％の増加でございます。内容は普通建設事業費——教育、産業経済、住宅、厚生等の関係施設の整備をはかりましたための普通建設事業費五千八百十億円でございまして、これは国の補助負担にかかりましたところの公共事業費の増加状況等を勘案をいたしまして千八百十三億円の増額計上をいたしております。増加率は、前年度に比しまして二・七％の増加でございます。

その次に、特別事業費でございます。これは、国の補助負担金を伴わない投資的経費のうち、地方の公共施設の整備充実を計画的に推進いたしましたための特別事業費の総額は七千三百八十九億円であります。前年度に比しまして二千四百十億、増加率は三・八・一％であります。相当な思い切つた増額計上をいたしております。これは、住みよい生活の場を整備するためのそういう地方財政計画の策定の基本方針にのっとりまして、相当多額の計上をいたしたのでございます。その中で長期計画事業費——道路整備、治山治水等の各種の長期計画にかかる単独事業費は五千三百五十億円であります。前年度に比しまして千三百七十一億円の増加でございます。この増加率は三・四・五％ということに相なっております。次は、過疎対策、交通安全対策等のための事業費は千八百三十一億円でございまして、前年度に比し

まして四百六十一億、パーセンテージにいたしまして三三・六％の伸びを示しております。

その次は、広域市町村圏振興整備事業——広域市町村圏の振興のための事業費二百八十八億、主として市町村道の整備を中心といたしまして計上をいたしております。

その次は、公営企業繰り出し金——公営企業繰り出し金の総額は千三百四十八億、前年度に比しまして二百億円の増加でございます。公営企業につきましては、財政計画ではさらに、昭和四十五年におきましては、地下鉄建設に対する助成措置がとられたことに伴いまして、地方団体の補助分として三十七億をこの中に計上をいたしております。

その次に、超過負担の解消でございますが、四十五年度も従来の基本方針にのっとりまして引き続き措置をいたしております。約四百五十三億円の解消措置を講じておる、こういうことに相なっております。

以上、簡単にございまして地方財政計画の補足説明とさせていただきます。

次に、地方交付税法の一部を改正する法律案の補足説明をさせていただきます。これは、お手元に配りいたしておりますところの法律案関係資料というのがございまして、その中に「地方交付税法の一部を改正する法律案要綱」というのがございまして、これに基づきまして簡単に御説明申し上げます。

第一番目は普通交付税の算定方法の改正でございますが、最近における社会経済の進展に對処いたしまして、それぞれの地域の特性に即応した財源措置を講じていくということ、その措置を強化するということが最近には特に必要になってまいりましたので、基準財政需要額の算定方法を改正をいたしまして合理化をはかりたい、こういうことでございます。

第一番目は、市町村道その他各種公共施設の計

画的な整備をはかりましたために、単位費用の改定及び算定方法の改正を行なっております。府県の単位費用を、市町村の關係の投資的経費等を中心といたしましてその単位費用の改定を相当大幅に見込んでおるのでございます。

第二番目は、土地開発基金制度の活用をはかりましたために、四十五年におきましては市町村分の土地開発基金を存続することにしたしまして六百億、四十四年度三百七十七億にさらに四十五年六百億これを拡充をいたすことにいたしました。府県につきましては、四十四年度の補正予算に伴いまして、前年度すでに交付団体に対して二百八十二億、総額三百四十五億円の配分を終わっているわけでありますが、こ

しは市町村に對しまして六百億を配分をいたしたい。

第三番目は、過疎地域における行政水準の維持向上をはかりましたための態容補正の合理化、人口の減少率を基準にいたしまして割増しの補正を考へていく、そういうようなことをいたします。あるいは市町村分につきまして、産業振興等につきましては、産業経済費の単位費用の引き上げをいたしましてその財政需要額の充実をはかる、こういうことにはいたしまして、市町村分の過疎対策といたしまして六百四十四億から八百四十六億、二百二億円の増額算入をいたしたい、そういうことにいたしますとともに、診療所、あるいは患者輸送車、簡易水道の維持運営等に要する経費につきましては、診療所の数でございまして、これらにつきましては、診療所の数でありますとか、輸送車の台数でありますとか、簡易水道の給水人口等を指標にいたしまして、密度補正を適用いたしたいということでございます。

第四番目は、広域市町村圏における基幹生活圏連道路の整備、先ほど財政計画のところでも御説明申し上げておりましたが、生活圏連道路の整備を中心といたしまして基準財政需要額の充実をはかる、一圏域当たりおおよそ三億程度の増額をはかるようにいたしたい、こういうことでございます。

第五番目は、都市施設の整備等の過密地域における財政需要額の増加でございます。人口の急増補正による算入額の強化、事業費補正をいたしまして、小学校・中学校費等におきまして生徒児童数の増加率に應じて割増しを強化をいたしてまいりたい。市町村道、下水道、都市計画事業等にかかりました問題につきましても、それぞれ充実をはかつてまいりたい。人口比率によりましては排水人口比率による補正等を強化をいたしてまいりたい、こういうことでございます。市町村分の過密対策費といたしましては千三百十六億から千五百七十四億、約二百六十億の増額をはかつてまいりたい。

第六番目は、公害対策、交通安全対策、防災救急対策についての経費の充実を期したい。その他給与改定の平年度化とか、各種制度の改正がございまして、これに伴いまして増加いたしますところの経費を基準財政需要額に算入いたしますために、関係費目の単位費用の改定なり、算定方法の改正を行なうとすることをいたします。

その次に、基準財政収入額の算定方法につきましまして簡素化、合理化をはかるために幾つかのものを考へておりますが、たとえば住民税の個人均等割りにつきましては、国勢調査人口を基礎にして算定をするということに相なっておりますけれども、人口減少団体につきましてそのとおりやりますと、非常に過大算定になってくるというふうな弊害もございまして、前年度の納税義務者数を基礎とするようなところへ振りかえて改正をいたしてまいりたい、こういうことでございます。あるいは法人税割りと法人事業税の算定につきましても、分割法人と同様に前年度の課税標準を基礎として課税をいたしまして算定することにした。その他鉱産税の關係につきまして、あるいは個人事業税の關係につきまして、人口の流動に對応いたしまして合理化するような措置をはかつてまいりたい。あるいは鉱山の閉山等に伴いまし

て、実態に即応した算定ができるようにいたしてまいりたい、こういうことでございます。

第二番目は、地方交付税の特例でございます。

第一には、地方財政の状況にかんがみまして、昭和四十五年度分の地方交付税の総額につきましては三百億円を減額するという特例措置でございます。

第二番目には、四十五年度分までの繰り延べ額九百十億につきまして、昭和四十六年度分の地方交付税の総額に三百十億、四十七年、四十八年度の総額にそれぞれ三百億円を加算する。三百十、三百、三百というふうに返してもらおうということにいたしておりますが、なお法律の上におきましては、地方財政の状況等に応じましてそれぞれの年度におけるところの加算額を変更することができるといふことにいたしております。

その次には、昭和四十五年度及び昭和四十六年度におきましては、特別事業債及び市町村民税臨時減税補てん債の償還に要する経費は交付税によつて措置する、こういう特例規定を置こうとしておるものでございます。

以上簡単にございまして、地方交付税等の一部を改正する法律案の補足説明をこれで終わらしていただきます。

○委員長(山内一郎君) これより質疑に入ります。

質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○和田静夫君 総務長官にお尋ねをします。二、三日前の新聞で、沖縄の返還に伴つて沖縄と本土を交付税制度でつなぐ作業を自治省に命じたと、そういうふうな報道されていまして、そのような作業にはいれるということ、前提になる沖縄の税制の整理方針ができた、そういうことなんでしょうか。私は実は国会の冒頭、自治大臣の所信表明に対して沖縄問題に関連をして幾つか尋ねたわけでありまして、そのときにも、自治省の答弁では、税制上の整理を一つの問題点とされていたのでございますが、いかがですか。

○政府委員(山野幸吉君) 総務長官が最近自治省のほうとそういう御相談をされたということがございまして、私直接総務長官からお聞きしたわけでございますが、総務長官のお考えは、いま御指摘のように、沖縄の税制が、国税、県税を合わせた、しかも国税中心の税体系でございまして、したがって私も、二年後の沖縄復帰に備へまして、たゞいま沖縄の国税、県税の行財政を通ずる分離の作業をいま進めようとしておるところでございます。したがって、いま御指摘のようにならうと、そういう税制をどうするかということがちゃんと方針がきまつたという段階までにはまだ立ち至つていません。しかしながら、御承知のように、沖縄の財政の実態が非常に日米経済援助といふものを中核にして運営されておりましたものですから、この沖縄のいわゆる対応費を除いた一般財源が非常に不足しております。琉球政府としましては、何かこういう援助方式ではなくて、琉球政府の一般財源として日本政府が援助してもらえないかという要請が従来から強かつたわけでございます。これを俗称交付税方式と簡単に言つています。向きもありませんけれども、私も本土で考えますと、ほんとうにこの地方交付税法による交付税といふほど厳密なものではなくて、何かひもつきでない一般財源を包括的に援助してもらいたいというふうな趣旨で、従来から交付税方式で援助してもらいたいという要請もあつたわけでございます。

そこで、総務長官とされましては、どうせ復帰準備で、行財政を通じて国税、県税の事務を分離し、そうしてやがて沖縄県をつくつたときに日本の交付税法がどういうふうにあい適用されていくかというところも準備として研究していかなくればならぬ段階でございまして、そういうこともあわせまして、ひとついわれる従来の事業別のひもつきの援助ではなくて、一般財源を与えるような方式における援助方式、そういうものは考えられないかという意味で発言されたものと私は承知しておるわけでございます。

○和田静夫君 私、いまの説明、後段の質問ではそういうことを実は求めたいと、こう思つたのですけれども、たとえば沖縄返還に伴つて、本土の地方制度とただつたつと云つてみたところで、つなぐための整理をするというだけであつたならば、四十七番目の県になつてしまふ。それだけのことで、したがって、当然特別の財政援助措置などというものが考えられなければならぬ、そういうふうに思いますが、その辺は、自治省と総務長官の発言との関係ですね、どの辺まで一体打ち合わせができておるのですか。

○政府委員(鎌田要人君) たゞいま御指摘になりました沖縄県並びに沖縄県下の市町村、これに對しまする財政援助といふことにつきましては、たゞいま特選局長のほうからも御説明ございましたように、現在琉球政府が行なつておられます仕事、それから市町村が行なつておられます仕事、本土の国、府、県、市町村、こういうものと比較いたしました場合に、行財政制度——税制を含めまして行財政制度について非常な懸隔があるわけでありまして、そういう、当面一九七二年に沖縄県に移行してまいり、そのための本土の行財政制度をどのように適用してまいるかといふことに加へまして、たゞいま御指摘になりました、沖縄県といふものをどのように開発してまいるかといふことの二つの課題、当面横へ制度的につないでいって、それにさらに開発を促進してまいり、この両方の面につきまして、私も特選局長のほうとも連絡をとりながら、あるべき行財政制度について検討を現在行ないつつあるところでございます。

○和田静夫君 そうすると、具体的にはまだ何もないということですか、いまの御発言ですと。とにかく一日も早く沖縄返還に伴う地方制度の案だとかあるいは財政措置上の具体案を出すということが私は必要だと思つてゐます。また、国民もそのことを望んでおると思つてゐます。本土の国民が沖縄の復興を心から望んでおる。したがって、その迎え方についてやはり私たちが議論をする機会がなければならぬ、そういうふうに考えるので、そういう意味において、政府の案といふものを私は早く出してもらいたいと思つてゐます。私自身もその議論に参加したいと思つてゐます。ところで、何かすでに総理府からは、沖縄現地に對してはマル秘の文書で、「国政、県政について」といふ文書で出てゐると伝えられてゐます。それは原口調査官なる人の手によつて主として書かれた文書のようであります。その文書を資料としてお出し願へますか。

○政府委員(山野幸吉君) 実は、昨年十二月に総理府に沖縄復帰対策各省連絡担当官會議といふのをつくりまして、そこに行政部会、財政部会という部会、その他七部会ございまして、そういう部会が設けられまして、これにはもちろん自治省も参加してもらひ、関係省庁参加しまして、そして沖縄の復帰対策としてのいづゆる沖縄の国政、県政の分離、行財政を通じてどういふうぐあいに分離していくべきかといふ作業を始めたのでございまして、そうして、ことしの一月と記憶してゐますが、調査団を出しまして、琉球政府とあるいは関係諸団体等の意見を聞いて一応の参考資料を得ておるわけでございます。特に個人の名前を使つた極秘文書とか、あるいは秘文書とか、そういうものはございませぬ。いま作業の過程にございまして、まだいまだすぐそれを資料としてお出しするまでには至らないわけでございます。その報告を行政部会、財政部会等で検討いたしました。さらにまた必要に応じては現地にさらに再度調査をいたしまして、琉球政府の意見等も考慮しながら作業を進めていきたい。ある時期においては資料としてお示しできるような階段になるものと考えておるわけでございます。

○和田静夫君 言つてみれば、その報告の文書を私たちが見せてもらつて、そして共通の広場で討議に参加させてもらふ。何も部会に参加させてくれとは言いませんが、そういう機会といふものが私はぜひ必要だと思つてゐます。したがって、報告の書類といふものは対外的に見せてそんなにどう

こうというもののじゃないわけでしょう。私に資料としては提示をしないでいただけませんか。

○政府委員(山野幸吉君) これはおこぼを返すようで非常に申しわけないのですが、実は行政、財政に限りませんで、沖縄復帰をめぐる日本政府の態度というのは、沖縄にとつて非常に大きい関心と、どうなるかという警戒心と申しますか、そういう非常に関心の的になっておるものでございまして、現在内閣、県政をあわせて琉球政府という政府をつくつて行政している、それをこういうものについては内閣、こういふものについては県政、したがって、組織もどういふか、あいに分かれる、それに従事しておる職員も国家公務員と地方公務員に分かれていくという身分問題もからんでくるわけでありまして、この琉球政府の意見も十二分に聞いた上で、部会で相当これならいけるというふうな段階になりました、途中で出しますと、非常に混乱を起しました、あるいはとんだ疑惑を受けました、誤解を受けました、別々に秘密にやっていたという意味ではございませぬ、これはもう適当な時期にはもちろん国会にも御提出していろいろ御意見を承るべき問題だと私も十分認識しておりますが、ただいまのところはそういう時期にないわけでございます。

○和田静夫君 一定の、たとえば地方制度をこうします、あるいは個々の、立法院の諸君の身分制度はこうしますなどというふうな結論を出されてからにしたい、私たちは論議に参加するといふことにならない。やっぱり今度の問題というのは調査をされ——私たちは調査機能を持つていないわけですから、あなた方は国費を使って調査をされる、その調査報告に基づいて私たちが意見を開陳をする、当然行なわれてしかるべきものであります。それは地方行政関係であるとか沖特であるとかは別として、そうすればそのたきになるものはやはり出してもらわなければ困る。あなたが言われるような形で、現状をこういふふうに

認識をされましたという報告によつて、沖縄の皆さんがそのことでもって混乱を起すなどということは考えられないのじゃないですか。

○政府委員(山野幸吉君) 大体私どももこういふ問題を常時取り扱つてまいつておりますが、私どもがそう何でもない問題だと思ふ問題が、案外現地では非常に深刻にとらえられて、琉球政府あるいは関係団体等に非常に大きく影響を及ぼした問題が非常にたくさんございまして、それからそれと同時、現在復帰準備を進めます進め方として、もちろん内政上の問題は近くできます対策庁にあるいはその出先機関である沖縄事務局を通じて琉球政府と相談して進めますけれども、一九七二年まではアメリカに施政権があるわけでございます、したがって、そういう内政上の問題は現時点においては米国の施政下における内政の問題になるわけでございますが、それをどういふぐあいに持つていくかというところは、現地にいらっしゃる準備委員会というものが、この間法案を御審議をいただいたり成立をして、近く正式に発足するわけですが、そこに日米の代表が参加をし、それから屋良主席が顧問として参加しまして、そこで大まかなガイドラインをきめまして、そうしてそれに基つて現地の作業を進めるといふことにもなつております。そういう関係もございまして、いま先生の御指摘のような資料として出せるものはできるだけ私どもも出すようにしてまいりたいと思ひますけれども、ただいまのところは、まだ調査に着手した段階でございまして、いまここで報告書、あるいは一部の報告書を御提出するのは、適当ではないのじゃないかと考えます。

○和田静夫君 そうしましたら、一步譲つて、これに時間ばかりとつておつてもあれですから、調査に着手をされた段階である、したがつてその調査項目は、これはお出し願えますか。その結果に基づいた報告は別として、いまの時点において調査項目は私に出していただきたい。よろしいですか。

○政府委員(山野幸吉君) 承知しました。

○和田静夫君 それじゃ、総理府はそれでけっこうです。

四十五年度の地方財政計画並びに地方交付税法の一部を改正する法律案について質疑をしていくわけでありまして、その内容についてはあとで詳しく尋ねますが、私は、いつもながらこの地方財政計画というのはいくらも何なのかというのを考えざるを得ないのであります。毎年度の地方財政計画をたんにねんに検討してみまして、地方財政計画といふものの本質、意義といふものを問わざるを得ない、そういう気持ちになります。毎年二月の下旬、あるいは三月には国の予算編成がおくれたこともあつて三月でしたが、いずれにしてもこの時分になると、マスコミを通じて明年度の地方財政計画が閣議決定をされたとき大きく報ぜられておる。しかし、新聞などを見た一般の人々がそれをどう理解をしておるのか。おそらく大部分の人は、財政計画が何であるか、まあ読み流してしまふ、そういう程度のものでないだろうか。地方財政計画などというものにはかなり長くつき合つてきたわれわれのような者でもわからぬことが多いのですから、そのことはきわめて当然だと実は思ふのです。で、自治省の方々が何年同じ作業をして同じような説明をされていきますが、ほんとうに地方財政計画の何たるかを考えてみられたことがあるのだろうかといふことを実は疑わざるを得ない。私はさきの本会議で、地方財政計画の計画額と決算額の差が一兆円をこすような事態になつてゐることについて質問をしたときに、自治大臣の答弁は、その原因についての従来からの自治省の見解を繰り返されて、何とか技術的に改善してその乖離を縮めたいといふことでした。しかるに、私の質問の意図は、自治省の従来の乖離の理由としてあげてきた幾つかのこと、たとえば超過負担にしても、あるいは公営企業への繰り出し金にしても、むしろ最近の動向といふのは、その乖離を縮める方向にある。言つてみれば、いままで自治省が理由としてきたことは、もう理由にならなくなつてきておる。そのことを私は述べたので

あります。それにもかかわらず、計画額と決算額とは開く一方である、こういうことになりなつてゐるわけですから、それはなぜですか。

○政府委員(長野士郎君) 計画と決算の乖離の問題は、いろいろな要素があるわけでございます。端的に申しまして、一つは、地方財政計画は単年度の財政計画であるといふことでございまして、前年度からの関係といふものを立ち切つておるということでございます。それからまた、当初の計画であるといふことでございまして、その間における年度途中あるいは年度末までにおけるところの自然増収その他の要因といふものは、もちろん全然見込んでいないといふことは申し上げられませんが、その年度中の税収とか、そういうものは一応見込んでおるわけでございまして、けれども、経済がこういふふうな経済見通し等をはかるかに越えまして成長していくという段階におきましては、途中におけるところの自然増収等が非常に大きく出てくる、こういうことになるわけでございます。またそれと同時に、国の補正予算その他の増額計上に伴いますところの問題も出てくるというふうなことがありまして、やはり決算と計画との間が大きく開いてくる。これが一つの歳入面におけるところの大きな、ほかにもいろいろございしますけれども、大きな相違だろうと思ひます。それから歳出面におきましては同様なことが出てくるわけでございます、それは各経費におきまして、あるいは委託事業費等はこれの中に含まれておりませぬし、もう一つは、またこれは歳入歳出に關連もございしますが、いわゆるワケ外債その他のものが相当大きくこの中に入つてまいります。あるいは委託事業費等が相当大きく入つてまいります。これは歳入歳出ともに影響を及ぼしてまいります。いろいろなことが重なりまして、財政計画と決算とが相当大きく開いてきておるということ、これはもう御指摘のとおりでございます。

○和田静夫君 さすがに最近では新聞も、地方財政計画といふのは実際の明年度の地方財政の実勢

を示すものではないという注釈をつけて報道されるようになっていくわけですが、まあ翌年度の国の経済の動向が一体どういうふうになるのか、これは経済人ならずとも、国民がひとしく深い関心を持っているわけですが、地方財政計画に対して各方面から一定の関心が寄せられるゆえんというものを考えてみると、私は、地方財政計画ではなくて、現実の地方財政そのもの、地方財政が国の経済、特に財政支出における重要な部分を占めて、経済の動向を占める基礎材料となるからであろうと考えるのです。ところが、現在私たちが自治省から与えられる地方財政についての基礎資料というのは、地方財政の実態を十分はかり得る資料たり得ているかどうか、たいへん疑問です。言うまでもなく、地方交付税法の第七条には、内閣は、翌年度の地方団体の歳入歳出見込み額に関する書類を作成して、これを国会に提出しなければならぬと書いています。この規定に基づいて国会に提出される書類と相互に表裏する資料が地方財政計画というわけです。これと現実の地方財政の姿とはあまりにもかけ離れているために、これによって地方財政の実態を知ることができない。私は、経済の動向を見きわめる上で、その財政支出などを通じて、その動向に重要な影響を与える地方財政の実態をつかむということが非常に大切だと思ふのです。われわれはその実態を知る権利がまたあると思ふのです。この点、自治省は、明年度の地方財政の実態をどのように把握をされているのですか。

○政府委員(長野士郎君) 地方財政計画と地方財政の実態といいますが、そういうものの隔たりというところが、御指摘の中心であるわけでございます。そこで、明年度におきまして、その点で、四十五年度の地方財政計画と明年度の実績というが、実態というものは相当大きくまた乖離が生ずるのではないかと御指摘が中心だろうと思ひますが、私もそれはまたそういう結果を来すということは予測しております。ただ、この財政計画の中で考えておりますというが、見込んでおきますところの歳入歳出の、ある一定の姿と申しますか、諸関係というものは、これはやはり同じような形で財政の上にあらわれていくのではないかと。事柄としては相当大きく離れていくという部面もあるわけでございますけれども、全体の地方財政の実態が運営されました結果は、この地方財政計画に示されました大きな流れといひますか、形というもののうち、あるいはそれに即した推移を示していく。つまり、そういうことでは、地方財政計画というものは、その一つの指導的な役割りといひますか、標準的な姿といひものを示している。その意味では、地方財政の運営の一つのその面での役割りを果たしていくものというふうに私もは考えております。

○和田静夫君 地方財政計画というのは、国が、地方財政のあるべき姿ということ、いわば意図的に、作爲的につくるものでありましょ。したがって、計画と決算との間に開きができるのは、私は当然であらうと思ひます。その理由については、私は自治省関係者の方々の書いたものを幾つか読んで、ある一定の理解はしているつもりです。いま私が問題にしているのは、そのことではあります。私の言いたいことは、地方財政計画が国の予算を越える規模であつて、また国の財政支出の多くが地方団体を通じて支出をされる。地方団体の財貨サービスの購入が、国全体の景気の動向に重要な影響を与えてきている。現在国の考えているところの基準によつて計画を策定する、そのことはまた別個に、地方財政の実態といひものが翌年度においてどういふ形で発展をしていくのだからかといふことを予測することがあつてもよいはずじゃありませんか。私はそういう予測がなくてはならないんだと思ひます。なけりやならぬのだと、こう思ふのです。いわば国の財政は予算を中心に国自身がつくるものですが、大きくすることも、あるいは小さくすることも、国自身でできるでしよ。しかし、地方の財政は国の意思によつて必ずしも自由自在ではあり

ません。必ずしも、言つてみれば、自由自在には国の意思でできるような存在ではないはずで。国にとつては客観的な存在であると言つて私はよいと思ふのです。わが国において国庫支出金やあるいは地方交付税の地方財政に占める割合が非常に大きく、かなりの程度国が地方財政を動かせるといひても、地方財政が地方自治体の財政である限り、国にとつていわば外部的な、客観的な存在であるという側面は決してなくならないと私は思ふのです。したがつて、地方財政計画は国がつくるものですからどのようになつてもできましょ。客観的存在としての地方財政そのものは国の意思によつては規定できないものとして存在をしているのです。来年度の地方財政の予測図を提供するといふサービスこそ、地方財政計画の策定とは別個に自治省が行なうべきものであると私は考えますが、自治大臣いかがですか。

○国務大臣(秋田大助君) たいへんむずかしい御議論のように思ひますが、地方財政計画なるものは、年度当初における単年度ベースにおける一応の見通しでございます。いわば最低の見通しと申すべしものかと思ひます。これを中心にいたしまして、地方公共団体におきましても、自主的な見地から、それを参考にして自律的にのおのの予算を立てると、こういふことになつておりますので、おっしゃるとおり、地方の実際の歳入歳出計画は自律性と自主性を持っておりましょけれども、やはりその計画と政府の大体見通しで予測を立てておきます地方財政計画との間には関連性を持つてくる。しかし、理屈の上では、それは地方公共団体の自主性にまかされておる。しかし、地方財政運用上、各地方団体は完全にそれじや国の大体的方針を無視していいのかといふことは言えないわけでございます。その間にやはり相関的にある種の関係は自然のうちにあつて、こゝういふふうに私は理解をいたしております。

○和田静夫君 三月一日の日本経済新聞は、四十五年の都道府県予算案をみずから調査をして、その調査結果に基づいていろいろ発表していま

す。時間の関係もありますから読みませんが、地方の当初の予算は、言つてみれば補助事業の決定がおくれることなどもあつて、国とは若干趣が違ひますけれども、それでも年度当初の各知事たちの姿勢をこれによつて知ることができましょ。これを見た場合に、地方財政計画の立脚点に立つて自治大臣はどのような感想をお持ちになりましたか。

○国務大臣(秋田大助君) ただいま申し上げましたとおり、その間にやはり脈絡、関係がございまして、乖離が考えられますけれども、十分その間に相互に相配慮した関係があるものである、こゝういふふうに見ております。

○和田静夫君 私はやっぱり、これ見ながら自治大臣もそのことを考えられたと思ふのですが、この地方団体の当初予算の集計結果を総括的にどう考えるか、あるいは地方税収入の見通しについてはどうか、その上に立つて政府としてはどう考え、こゝうあるべきだ、こゝういふふうに具体的対比があつてこそ説得力があるのじゃないかと思ふのです。これはいかがですか。

○政府委員(長野士郎君) 個々の団体の予算編成につきましても、それぞれの団体がもちろん自主的に行なうわけでございますから、そういう意味で、税その他の捕捉につきましても、団体ごとの考え方といひものは、地域社会の経済の伸展その他の面と関連をいたしまして、相当国が平均的に考えますものよりは差が出てくるということもあつておると思ひます。ただ、地方財政計画が全般として考えておきますところの税収の見方、あるいは交付税の算定、あるいは地方債の一般会計計分の額、国庫支出金の問題、こゝういふものは、これは税につきましても、もう申し上げるまでもなく、国税の収入見込みといふようなものが密接な関連があるわけでございます。こゝういふものを通じて相互に関連をしながら税収見込みをつける。交付税も、国税三税にリンクしております限り、そのとおりでございます。国庫支出金につきましてもこゝういふことでございます。こゝういふ意味で

は、地方財政計画も、現時点における地方財政計画は当初計画でありまされども、地方団体の財政運営については、一つの姿といえますか、指導的な役割をするわけですか。

○和静夫 そうですね。そういふものを基礎にしながら、それを根拠に置いて個々の地方団体の財政計画を立て、予算編成をしてまいる、こういうことになる。つまり、地方財政計画は、全体の姿を、最低限ではございませうけれども、来年度の財政計画としては、地方団体の一種の財源保障と申しますか、地方団体がいかなる歳入をどれだけの程度で見込み得て、そうして歳出というものが最小限度の程度のことにはなり得る。もちろん、個々の費目につきましても一応の算定の基礎といふものも、これは国家予算とも関連いたしておりますが、一応内訳として明らかにいたすわけではございませう。そういう意味で、地方団体の財政運営をこれによって強制するといふわけじゃもちろんございませうけれども、地方団体として個々の団体が置かれていく位置において、事情はいろいろ違ひますが、考えていきます基礎の最低の姿を財政計画はいたしておる、こういうふうにしてよろうかと思ひます。租税、交付税、その他の問題につきましても、一つの大ワケとしての規模を示す、こういうことに相なっておりますと思ひます。

○和田静夫 昭和四十五年度の地方財政計画は、閣議決定の「昭和四十五年度の経済見通しと経済運営の基本的態度」を前提に置いて、国の予算の予算編成方針に準じて策定されたものだ。四十三年度の決算を見ますと、中央、地方を通じて政府の財貨サービスの購入額は九兆三千四百四十三億で、このうち中央政府は四兆六千三百一十一億、地方は四兆七千七百三十二億でありまう。この地方の四兆七千七百三十二億のうち、經常購入は二兆七千五百四十七億、資本形成は一兆九千五百八十五億であったと思ひます。そうすると、昭和四十五年度の政府の財貨サービス購入は前年度より一四・八%増の十二兆一千三百億程度といふことですが、政府の中央、地方別、また資本形成、經常購入別経費をここでお示し願ひませうか。

○説明員(森岡敬君) ただいま御質問の政府の資本形成の内容につきましても詳細は、御案内のよう、経済企画庁でやっております。私もその資料をいま持ち合わせておりませんので、企画庁に問い合わせまして、その上でお答えを申し上げます。

○和田静夫 一つづつくれるわけですね。

○説明員(森岡敬君) 内容の詳細につきましては、いままで企画庁の取り扱い等もあると思ひますので、その点も含めまして企画庁と相談いたしたいと思ひます。

○和田静夫 相談されるだけです。

○説明員(森岡敬君) 御案内のように、いまの御指摘のような非常に細かい内訳は、外に企画庁のほうはいままで出ておりません。そういうふうな経緯もございまして、その点も含めまして、企画庁の意見も聞きましてお答え申し上げます。い、こういうふうに思ひます。

○和田静夫 これはちょっと責任ある答弁をいたしたいのですが、いま議長が言われたような事情にある、それを私のほうは求めているのだから、お出し願ひせんか。

○説明員(森岡敬君) ただいま申し上げましたように、当面所管いたしておりますのが企画庁でございますので、企画庁と協議いたしましてお答え申し上げます。このように思ひます。

○和田静夫 答えるわけですね。相談した結果をお答えを願ひわけですね。

○説明員(森岡敬君) 相談いたしまして、お答えし得る範囲内でお答え申し上げます。このようにございませう。

○和田静夫 それじゃ、いつまで待てばいいわけですか。

○説明員(森岡敬君) 若干時間をいただきますし、できますれば午後にも申し上げます。

○和田静夫 それじゃ、その答を聞いた上で、注文は注文としてまたいたします。

それで、政府の財貨サービス購入は、景気や物価の動向、そういうものに重要な影響があるといわれています。私は、先ほど来、現実の地方財政の見通しを正確に立てるべきだと言つてきたけれども、それは政府が経済見通しを立てる場合に、地方の財貨サービスの購入というものを他の指標とともに地方財政計画に根拠を置いていくことに、実は意義があるわけではございませう。現に、昭和四十三年度の決算で見ますと、計画は五兆六千五百一十一億であったのに対して、決算の歳出規模は六兆七千二百九十六億円で、実に二〇%の開きがあるのではありませんか。このような数字をもとにして、はたして翌年度の経済の正確な見通しが立てられるのだろうか。先般の予算委員会でも、政府は財貨サービスの購入の伸び率が経済成長率の一五・八%より低いから物価の増高要因にならないと言つていますが、財政計画と実勢の開きから考へて、財貨サービスの購入の伸び率は経済成長率を越えているのではないかと議論が御存じのとおり展開されております。どうも、そのときの政府の答弁を読んだのですが、たいへん要領を得ないのです。私は要領を得ないのはむべなるかなと思ひますが、しかしそんな非難ばかりしておつてはどうにもなりませんから、物価なら物価の値上がりについても抑制をすることができない佐藤政府というものが、実はこのところが私は欠けているからだと思ひます。私は、そういうような例から見ても、財政計画とは別に、もっと責任ある地方財政の見通しを立てる必要がある、そういうふうな思ひます。これは大臣に御答弁を求めようと思つたわけですが、時間があつたから、これは私の主張をいたしておきます。十分勘案をしていただきたいと思います。

そこで、年度内の貸し付け回収金の額、これは四十三年決算では幾らになっておりますか。

○説明員(森岡敬君) ちょっといま手元に資料の準備がございませぬので、これも早急に調べましてお答え申し上げます。

○委員長(山内一郎君) 暫時休憩いたします。午前十一時五十八分休憩

午後一時十五分開会

○委員長(山内一郎君) ただいまから地方行政委員会を再開いたします。

地方交付税法の一部を改正する法律案及び昭和四十五年度地方財政計画に関する件を一括して議題といたします。

休憩前に引き続き、質疑を行ないます。質疑のおありの方は順次御発言を願ひます。

○説明員(森岡敬君) 午前中お答えを留保いたしました件につきましてお答え申し上げます。

昭和四十五年度の経済見通しにおきます政府財貨サービスの購入の内訳につきましては、所管の経済企画庁から和田先生のもとに参りまして御説明を申し上げます。このようにいふにいたしておりますので、御了承願ひたいと思ひます。

四十三年度地方財政の決算の中での年度内貸し付け金の回収金の額でございませうが、府県分で千三百四十億、市町村分で六百五十五億、合わせて約二千億という数字でございませう。

○和田静夫 私の記憶では五、六年前、計画と決算の開きがかわつてから問題になっていたので、たしか四十一年度計画策定の際に七十八億を歳入歳出額に計上して、四十二年度にはこれを二百億といたしたはずであります。そして四十三年度は二百億をそのまゝ計上してありますが、四十四年度はこれを落としてゐる。四十一年度に計上した理由、四十三年度に前年度額を据え置いた理由、そして四十四年度にこれを落としてしまった理由を説明してくださいます。また、四十五年度はどうしたか。そしてその理由をお示しください。

○説明員(森岡敬君) 御指摘のような経緯をたどつておるわけではございませうが、四十四年度に年度内貸し付け金の二百億を落としました理由は、歳入歳出同額が計上されるというふうなことでございませうので、地方財政の収支上はこれを計

上しなくてもいいという考え方に立ちまして、二百億円を計上いたさないことにしたわけでありました。したがって、また四十五年度においても同じような考え方をとっておくということでございます。

○和田静夫君 四十一年度に計上した理由。

○説明員(森岡徹君) 四十一年度におきましては、四十四年度に計上しながら落としましたのとやや相反するわけでございますけれども、それまで計上いたしておりました年度内貸し付け金の収入を繰入金の中に込めたほうがいいのではないかと、こういうことで計上したのと思っておりますけれども、その後種々財政計画の策定にあたりまして検討いたしました結果、いま御説明申し上げましたように、やはりこの種のもは繰入歳出同額が計上されるわけでございますが、取上はむしろ落とすほうが的確なことではないかということとで落とした、こういうふうに考えます。

○和田静夫君 この辺、と大切ですから、「地方財政詳解」を読んでみますと、昭和四十一年度、年度内回収貸し付け金を地方財政計画上に計上した理由は、四十一年度版の「地方財政詳解」に載せてあります。それは「昭和三十九年度決算における年度内回収貸し付け金の額が千四百一十億円に達し、地方財政計画と決算との差異の主因となつていくるに、今日では貸付金は商工関係、農林水産関係および民生労働関係の行政分野においては重要な意義を有するものである、これを全く地方財政計画から除いておくことに問題があり、決算との差を解消する意味からも、昭和三十九年度決算のうち、行政目的の明らかな貸付金七百八十二億円(商工関係六百三十四億円、農林水産関係九十六億円、民生労働関係五十二億円)の一割相当額を歳入の貸付回収金とともに計上したものである。」これは計上の理由です。そしていま言われたように四十二年、四十三年は二百億円を計上した、そして四十四年はゼロにした。その四十四年度にゼロにした理由は、「地方財政詳解」の四十四年度版には、いま答弁があったように、

「従来計上していた年度内回収貸付金二百億円については、歳入歳出に同額が計上されるものであることから、地方財政の収支上においてとくに問題はなく、また、地方歳出との関連でも計画額と決算額との間に約千五百億円もの乖離があるので、これの取扱いに地方財政計画の規模の是正という面で今後別途検討することとし、本年度は歳入歳出の両面から除外することとしている。」

そこで、この二つの論法によってもわかるように、あるときには計画と決算との開きを気にして一定額を計上する、あるときには財政規模が大型化したという印象をおそれて額を据え置く、そしてゼロにするというぐあい、全く一貫性がないのであります。前次官の柴田さんは、「自治研究」に御存じのとおり地方財政物語を連載されております。ここに柴田論文が載っております。その中で貸し付け金、回収金のことに触れて、これは計画の中にも一部取り入れなければいけないというふうなことを書き、事実、彼は在職中にこれを実行した。しかし、同じ在職中にこれを削るというたぐいなんですね。八兆円にのぼる計画の中の二百億円ぐらいだといふ言われるかもしれないけれども、それはいいかぬ。なぜそうはいかないかといふたら、市町村民税の減税補てん債の補給分や特別事業債償還交付金の別途財源を地方交付税でめんどろを見るようになった額が御存じのとおり二百億です。この二百億をめぐってすつたもんだやつたわけですから、二百億とは言わせないのもりなんです。自治省は予算編成期に、地方交付税の減額は地方財政の現状から見許さるべきことではない。その本質論を交えて一大キャンペーンを展開したかと思うと、計画の策定にあたっては、いとも簡単に、まさに小手先で二百億を計上したり削ったり、こういふことが容易に行なわれるというところについて、自治大臣はどのように考えられますか。この事実を照らして地方財政計画というものの役割りといふますか、意義をどのようにお考えになりますか。

○国務大臣(秋田大助君) 検討を要すべき問題だと考えます。

○和田静夫君 財政局長、いまの大臣に補足ありませんか。

○政府委員(長野士郎君) 確かに御指摘のよう、加えた時期と、これをはずした時期とあるというところになります。文字どおり、この取り扱いは、結局、財政の規模をあらわしますものの中で、これらのもが二重に計算をされてくるというところ、やはりどうしても実勢としてのものを純粋に見ていきますという考え方に立ちますと、これはやはりダブルで計算していくということにはよくないという考え方が出てまいります。しかしながら、それがやはり貸し付け金という形で相当大きな行政上の役割りを果たしておるという点に着目して考えるという見方をとりまします場合には、全部を計上するということとはちがくとして、その中で一定部分の行政的な理由のあるものについては、やはり計上すべきではないかというふうな議論も出てくるわけでございます。当面のところは、そういう二つの考え方の間を行ったり来たりしておるような御印象を与えておるわけでございますが、これはやはり今後とも財政計画と実勢との間の開きというものでございまして、項目が現実と直面しておるわけでございますから、そういうものを含めまして、どういふふうな検討していくかといふことの検討問題の一つの重要な問題だとして、私も今後取り扱っていくかなければならないと思っておりますが、どう言いますか、雑収入とか——これは一応は雑収入という形に歳入としてはもう一べん入ってくるわけでございます。そういう問題の扱い、使用料、手数料、雑収入等の扱いにつきましては、実は財政計画を立てる場合にいろいろ議論があるところでございます。そういうものはもう一べん洗い直しまして、全体の財政計画の実態との乖離という問題は是正のときにさらに検討をしてみたい、こう考えております。

○和田静夫君 重要な検討問題として検討されるようにお願いいたします。

昭和四十五年度の地方財政計画は七兆八千九百七十九億円、億単位にすればそうでありまして、実際は端数までちゃんと出されているわけですが、それを見ますと、数字自体は作爲を加えないで、何か客観的な資料を積み上げて出されてきたような感じがいたしますが、よく中身を検討してみますと、いま回収貸し付け金の例に見たような実態になっているわけですね。そのときどきの状況で大きな数字が入ったり出たりするようでは、計画自体がきわめて主観的なものであるということになります。その辺は十分に検討にあたつては考えてもらわなければならぬところだろうと思ひます。

ところで、国民総生産に対する歳出規模の割合、純計額における国、地方ごとの指数、これは三十一年から三十三年までの平均を一〇〇とした場合の指数であります。四十三年までは決算、四十四年、四十五年は計画額でございますけれども、いま示していただければ。

○説明員(森岡徹君) 四十五年度の地方財政計画規模の国民総生産に対する比率は一〇・九％でございます。四十四年度は一〇・五％でございます。四十四年度に比較しまして四十五年度は若干そのウエイトが高まっております。

それから、過去の率でございますが、四十二年度が三・一％、四十一年度が三・五％、四十年度が三・七％、三十九年度が三・一％、三十八年度が三・二％、三十七年度が三・四％、三十六年度が二・二％、三十五年度が二・一・八％、三十四年度が二・一％でございます。

なお、この総生産に占めるウエイトは、いま申しました四十二年以前の数字は全部決算額でございます。四十三、四十四、四十五は、地方財政計画の数字と比較をとっております。

○和田静夫君 四十三年度は、決算額でちよつと知らしてはいいのですがね。

○説明員(森岡徹君) 四十三年度、いま一・六％でございます。これは地方財政計画の比率でございまして、

ざいます。

○和田静夫君 いや、それは決算でわかりませんか。

○説明員(森岡敬君) ちょっとただいま資料がございませんで、あとで申し上げます。

○和田静夫君 いま言われたような数字によっても明らかなのでありますが、この計画の段階では、地方の純計はいつも国の純計よりも小さく押えておる。決算となると地方のほうがはるかに大きくなる。これは私は決して偶然ではないと思うのです。地方財政計画には二つの面があると考えるからです。一つは、国が経済の見通し等を立てる際の公式的基礎資料という面であり、すなわち、国の予算などと同時に、いろいろな経済資料の基礎資料となつてゐるという側面であり、もう一つの側面は、中央政府が地方自治体に対して財政の指針として、その財政運営の方向性を規定する面であり、

前者の、経済指標の基礎となる資料の側面であり、後者の、中央政府による自治体の財政統制の側面だと思ふのです。すなわち、地方の財政支出を常に国の財政支出より低いレベルに置くことによつて、それをあるべき姿として自治体の財政支出を牽制する、そういう地方財政計画の意義というものを何か皆さんは考へていらつしやるのじゃないか。大臣、いかがですか。

○国務大臣(秋田大助君) そういう意図は私はないと思ふ。必ずしも国の財政規模より地方財政規模が低くなければならないというところは、地方行政の現在の水準からいって正しい。必ずしもそうでなければならぬというものじゃない。むしろ上がつてもいいわけございまして、したがつて、決してそれよりも低くしておかなければならないという既定の概念なり、そういう原則を立てて、その方針のもとに押し込めておるといふ

ことはないと思ふ。

○和田静夫君 しかし、まあ先ほど私が述べたように、数字は明確にそのことを物語つてゐる、そういうふうには言わざるを得ません。その辺のところが、けさ来論議をしておるところの、大きなギャップとなつて作用をしておるということに考えられるのでありまして、先ほど重要な検討を要する問題として答弁があつた。その検討にあたつては、いま私が申し述べたようなことについても十分な配慮をしていただきたい、そのように考えます。

それで、具体的に四十五年度の地方財政計画の内容に入つていきます。

その前に、今度の税法の改正で、この歳入関係としては交付税の貸し借り論をやるべきなのであり、ましようが、四十四年度の補正予算に伴う交付税法の改正案の審議の際、私の考え方を明らかにいたしましたので、一点だけ地方税法審議の際に留保していた問題に触れたいと思ふますが、法人事業税の分割基準の改正の問題であります。これはまあ、一点だけどうしてもよくわからないのであります。法人の事業税のいわゆる分割基準の改正問題であります。いろいろ調べてみたが、どうもよくわからない。税制については言ひまでもなく、しろうとがわかりやすく説明されなくてはならないという原則があるわけでありまして、わかりやすく説明していただきたいと思ふ。それは、そもそも本社従業員数を二分の一としてあの分割基準を算定する制度といふのは、昭和三十三年の税制改正で設けられたものでござい、

ますが、去年三月十二日の本委員会における私の質問に対する税務局長の御答弁は、いろいろあつたんですが、どうも明確じゃない。それから察しますと、その当時の論議というものが、今日資本金一億円以上の企業についても適用されるのではないかと、いふこととあります。はたしてそうなのかという事です。その検討を行なうためには、事業税の性格、課税標準を何に求めるべきかなどといった問題にさかのぼつて検討してみることが

あるようであります。

そこで、この自治省の説明によれば、この「地方税」で、二九七ページ「事業税は事業に對して課する税である。この趣旨からすれば、事業税は事業の規模に応じて課税されるべきであり、したがつて、事業税の課税標準としては、所得ではなく、売上金額、資本金額、従業員数、附加価値額等、事業の規模を表現するものを採用すべきである。」と、まあこうなつております。そこで、三十七年の改正ですが、昭和三十三年の「改正地方税制詳解」にはこう説明されておるのです。二一般に、企業の本社とそれ以外の部署の従業員数が一〇対九〇であるのに対して、減価償却費の割合は二対九八であり、従業員数と減価償却費をそれぞれ二分の一ずつとした場合の比率が六対九四である点に着目し、本社従業員のウェイトを、それ以外の従業員のウェイトの二分の一とする。こ

とによつて、従来どおり従業員数を用いながら、なおかつ減価償却費の要素を含めた場合と略々同様の結果を得る見通しを得たのである。そこで、お尋ねしたいのですが、この減価償却費を考慮に入れたゆゑは一体何ですか。

○説明員(首藤義君) 御承知のように、事業税、その中で各県にいろいろ支店を持つております。いわゆる分割事業、分割法人につきましては税源の所屬でございまして、ただいま御指摘のように、企業の規模または活動量、そういうふうなものを的確に把握をするように配分をすべきである、こ

ういふ考え方に立つておるわけでございます。また、もう一方、そのようなものを正確に把握をしますとともに、これはやはり課税でございまして、なるだけ客観的に、わかりやすく、かつ簡単な方法、これを採用するのがベターである、こ

ら銀行とかその他の事業のように、事業所数とかあるいは従業員数、これを基準にしておりますものがあるわけでございます。ところが最近御承知のように、企業のオートメ化、それから本社管理部門に對します管理の集中化といったような傾向が非常に進んでまいりまして、これも御承知のとおりでございますが、たとえば銀行等では、最近十年間で本社の従業員の割合が従前より五割もふえ

ると、こ

ういふ状況になつて、地方の工場におきまして従業員数の比率が、とちうかと申しますと、漸減の方向にある、こんなふうな状況でござい

ます。そこで、ここ二、三年の間、各府県間の法人事業税の帰属の問題につきまして、いろいろ議論がございまして、もう少し企業の実態をあらわすように、もっと具体的に申しますと、支店、工場等のあります地方に税源が帰属をしますように、適正な分割基準の改正を考慮すべきではないかとい

ふたつ議論が絶えずあつたわけでございます。いろいろ検討いたしました結果、昭和三十三年に、製造業だけにつきましては、従業員数を本社の管理部門について二分の一にする、こ

いのでございまして、本店や支店の店舗の数でございまして、従業員数の比率でございまして、あるいは一例として償却費のあり方とか、そういったものを決めるために考えました際に、本店の従業員数を二分の一にする、そうすると、そんなものを総合して考えた実態とほぼ近くなるではないか、こういう考え方でございまして。

○和田静夫君 先ほど読み上げました説明によると、従業員数と減価償却費をそれぞれ二分の一ずつとした場合の比率が六対九四になるというのでありますが、本社従業員のウエート二分の一の唯一の根拠のようなんです、これがね、そうじゃないですか。従業員数を減価償却費をそれぞれ二分の一ずつとしたでしよう。その根拠は何ですか。

○説明員(首藤義君) ただいま御指摘になりましたのは、昭和三十七年度にやりましたときの、建設事業の本社の従業員数を二分の一にいたしましたときに引例をいたしました考え方でございまして、したがって、その二分の一ずつとしたということ自体そのものがすべてではございません。全体の事業のあり方、それをどう把握するかという把握の一つのメルクマールでございまして。たとえば、先ほど申し上げましたように、電気供給業とかガス供給業のようなものは、前から固定資産の価額を二分の一、それから従業員の数の二分の一、このようにすばりとおるものもあるわけでございますが、ただいま議題になっておりますその他の事業につきましては、製造業の本店従業員数を二分の一にしましたときに同様の思想をとった場合とはばマッチすると、こういう考え方でかような措置がとられたものと私は了解をいたしております。

○和田静夫君 すばり言って、六対九四の数字の意味はどんな意味です。

○説明員(首藤義君) 当時の六対九四という数字は、私ちょっと手元に資料を持っておりませんが、たとえば今回の措置で、建設業、商業、金融、保険、不動産、運輸、サービス業、こういったものをみな取り上げまして調べました結果、本

社とそれから支店の従業員の数はほぼ一五%と八五%と、このくらいの比率になっておるのでございまして。ところが、先ほど銀行の例でも申し上げましたように、これはここ三十五年から最近までの間に、非常に本店管理部門のウエートが高くなってまいっております。そういう状況を示しておるわけでございまして、店舗の所在数、それから固定資産のあり方、こういったものの比率を勘案をいたしました場合に、従業員数を指数としてとると、こういうことになりましたものについてはそのウエートを減らす、それによって全体の事業の規模のあり方がつかめる。このように算定をいたしましたわけでございまして。

○和田静夫君 これ納得できる資料というのはあったのですか。言ってみれば、対象会社を含んで調査をされた内容、それは明らかにされる用意がありますか。

○説明員(首藤義君) 若干の会社につきましてもいろいろとサンプル調査はいたしておりますが、公表をいたしますか。こういしては、現在準備したものはございません。

○和田静夫君 少なくとも私はわからぬわけですから、私を納得できるかできないかは別として、検討、研究をするに値する資料——そういう言い方じゃありません。検討、研究をさせてもらえるような資料はつくれませんか。

○説明員(首藤義君) ただいまいろいろございまして、内容につきましては、後ほど、先生のところでよろしければ、御説明に参りたいと思っております。

○和田静夫君 今回の改正で、製造業ほど減価償却部分が少ない他の業種にも適用するのは問題ではないだろうかという疑問が、なお先ほどの説明を受けながらもひとつ起るのです。言ってみれば、全業種に適用するのであったならば、全業種の平均付加価値率構成比を根拠として、案分基準を算定すべきであらうと思うのですが、どうですか。

○説明員(首藤義君) ただいまの御指摘の点は、

税制そのものの将来の問題について非常に大きな御示唆を含んでおると思っておりますが、税制が付加価値税制ということに切りかわってまいりますならば、その付加価値を行ないます段階で税を取ってまいりますので、問題は相当変わってまいりますかと思っております。御承知のように、法人事業税は、本店所在のところに一応集中するから、支店のあります場所に府県間で分割をしていく、こういう体制をとっております以上、なるたけ的確に本店と支店の活動の状況を把握しますとともに、税制として簡単に明確にその配分ができる、こういう二つの要素をどうしてもかみ合わせざるを得ないわけではございません。ただいま申し上げたように、銀行、保険、その他の事業のように従業員数を使うものについては、ただいま申し上げたような措置をとった、こういうことでございまして。

○和田静夫君 実は歳出面を中心にお尋ねをする計画だったので、委員会の日程が狂ったものでありますから、ちょっと私たちが考えて緊急を要する問題を二、三先に質問をさせてもらいます。

昭和四十四年度の「地方交付税制度解説(単位費用編)」の府県の農業行政費のところでありまして、二二二ページ、この農業改良普及手当ですね、これは給与費の中で見られております。しかるに、二四九ページと二五七ページに関連職種としての農作物の病虫害防除員手当が事業費の中の賃金、それから獣医手当が事業費の中の報償費で見られているんですね。この理屈は一体どこからきているんですか。

○説明員(横手正君) 初めに二五七ページの獣医手当でございまして、これは国の予算に基づきまして、それに伴います地方負担を算入いたしますために計上いたしておるわけでございまして。国の予算のほうで手当として組まれておりますので、報償費のほうへ入れております。

それから二四九ページでございまして、これも同じく国の予算に関連する経費でございまして。同じく手当でございまして、一応国の予算に準じまして賃金のほうに計上する、こういうことになった

しております。

○和田静夫君 この関連職種については、一律に農業改良普及手当と同等に扱うことにはならぬいのですか。

○説明員(横手正君) 農業改良普及員の普及手当につきましては、これは法律に基づきましてはつきり明確になっております。したがって、普及手当といたしまして、交付税上の措置もいたしておるわけでございまして。ただいまの防除員、こういった手当は一応賃金扱い、こういうかっこうにしてあります。また、獣医の手当につきましては、これはたしか国の予算におきまして補助として計上されておったかと、かように思っています。したがって、それに準じて交付税上の措置も講ずる、こういうことにならざるを得ないわけでござい

ます。

○和田静夫君 二五七ページですが、何か無防備なところをつくうと悪いが、いいですか。家畜伝染病予防補助金ですね。これは二分の一補助されている獣医手当ですけれども、ことしの単価は幾らですか。

○説明員(横手正君) 国の予算のほうの単価の資料をちょっと持っておりますので、後刻御報告いたしたいと思っております。

○和田静夫君 これは後刻じゃちょっと困るので

す。

○委員長(山内一郎君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(山内一郎君) 速記をつけて。

○和田静夫君 いまの地方自治体に、十万人をこえる臨時職員が雇用されているといわれている実態を伺いたいと思っております。

○政府委員(山本明君) ちょっとおくれましてまいりまして、御質問の趣旨は、地方に臨時職員が約十

万くらいおるのではないだろうかということについての実態はどうだという御質問だというふうに承ったわけでございまして、私のところでこの実態は十分把握しておりませんが、給与の実態調査を昨年いたしました結果は、二万四千というのが

臨時職員であるというふうになっております。しかし先般来、自治労の方々も十万人おられるというところでございまして、実態調査を現在進めておられるのが実情でございます。その内容がどのようになっているか、つまりらかにしてございせん。給与の実態調査の結果、大体四十三年に二万四千八百人というものが出てきただけでございまして。

○和田静夫君 これはおたくのお調べだと思ふんですが、いま四三年と言われましたね。
○政府委員(山本明君) 四三年でございます。
○和田静夫君 四三年四月一日現在で、六カ月から一年未満の者が六万九千二百人、一カ月から六カ月の者が二万二千二百人、一カ月未満の者が二万三千七百人、一年以上の勤務者が、これは四十二年四月現在で、三万四千三百二十七人、自治省調べ、これはありませんか。

○政府委員(山本明君) ちょっと数字が合わないのをごさいます、私のほうで、先ほど述べましたように、地方公務員の給与実態調査によりまして、すでにこの数字が印刷してあると思ひますが、これによりまして、結局、四三年度でございますが、都道府県で五千七百三十一、市で九千三百三十八、特別区で千三百二十四、町村で六千八百二十五、一部事務組合三百八十二、合わせまして二万三千四百人、こういう数字が出ておるのでございまして、いまおっしゃいました資料、ちょっと後ほどまた見せていただきたいと思ひますけれども、存じてございせん。われわれは、一般的には大体二万人の臨時職員があるというふうに認識し、自治労のほうは約十万人であるというふうに入っております。おそらく、一年未満の者は調査をしておりますので、それがいまいった差になつてくるのではないであらうかと、このように思つておりますが、私のほうには、いま申し上げました二万三千四百という数字しかつかんでおらないわけでありまして。

○和田静夫君 言われるとおり、やはり一年未満の者が非常に多いんだらうと思ふんですね。そこで、いま調査をされている結果というのは、いつごろでございましてか。
○政府委員(山本明君) 大体ことしの秋ごろまでには出したというところで、事務当局で作業を進めている段階でございます。
○和田静夫君 秋、ちょっとそんなにかかりますか。
○政府委員(山本明君) まあできるだけひとつ早くやります。いま一応事務的にはそういうふうで進めておられますので、できるだけ早くやるようにいたします。
○和田静夫君 これはなるべく急いでもらいたいと思ふんですね。実態は私が言っているほうが正しいと思ふんですよ。そういう上に立つて論議を進めますが、そこで、先ほど一年未満のものをお調べになつていないというのは、一年以上の臨時職員というものはあるのですか。
○政府委員(山本明君) これはまあ私が申し上げましたのは、ほんとうに十日とか、あるいは三十日とか、そういうふうなところで雇われる人ははつきりしていると、一年以上引き続いておられる者、給与の実態調査で調べたということでございます。
○和田静夫君 私の言っているのは、一年以上の臨時職員というものはあるのですかといつてゐるんです。
○政府委員(山本明君) それは御承知のように、六カ月、六カ月で更新をいつておられる者だと思ひます。
○和田静夫君 そうすると、ちょうど一年ですね。それをこえる者は臨時職員じゃないんでしょ。
○政府委員(山本明君) われわれとしては、制度上から言いますと一回ですね。六カ月、六カ月で一年以上はあらないはずでありますけれども、実質的には、県によりまして、それらの者が恒常的な仕事に使われておつて、こういう数字の中に入つてくる、こういうふうな考えでもないんじゃないだらうかと思つております。
○和田静夫君 公務員部長、そういう者が存在を

している理由は、どういふふうにお考えになりますか。

○政府委員(山本明君) 理由はいろいろあると思ひますけれども、まあ制度的に言いますならば、それは本来あり得ないのでありまして、一年一回更新の一年未満であるべきでありますけれども、府県市町村におきましては、そういう方が、どういふ手続になりますか承知しませんが、一年以上働いているという実態があるということだと思ひます。
○和田静夫君 これらの多くの臨時職員、これは臨時職員、一年以上の人を臨時職員という名称を使ひ場合に明らかにしておきますが、それは現行制度であるところのたゞ主事である、主事補である、臨時職員である、その職名として臨時職員といふことである、そういう形で使わしてゐる。一年未満の臨時職員は、これはまた別の意味で当然含みますが、それらの臨時職員の多くは恒久的の職に従事してゐます。これは法律違反だ、こういう状態に対して、自治省はどのように行政指導をされるか。
○政府委員(山本明君) おっしゃいますように、臨時の職員といふのは、臨時の職につく者をいふのでありまして、いまおっしゃいましたように、一年以上恒久的な職についているという者であると思ひます。それは本来、臨時職員を使うべきではない、恒久的な職にはやはり定数の中に入つておる職員を使うべきである。したがつて、その職を分析して、恒久的な仕事であるとするならば、それは恒久的ないわゆる定数内の職員をもつて充てるべきであり、仕事が臨時の職であるならば、それはいま申しました臨時の職員を充てる、こういうふうにするべきである、こういうふうな指導いたしております。

○和田静夫君 いわゆる臨時職の法律論争というのは、とくに終つてゐるんですから、私は何も本委員会でも何でも繰り返す、そういうつもりはないんです。ただ言つておかなければならぬことは、法律解釈としては、地方公共団体が地方公務

員法に違反してゐると解釈すべきでしようね。しかしながら、地方公共団体が法律違反をやつてゐるんだということを断定するわけにはいかぬといふことになつてくると、六カ月の再度の更新の後になお採用されている人たちは、選考による職員の採用という形で、先ほど申しましたように、臨時職員という職名の職員、こういうふうには選考によつて採用されてしまつた職員、それが主事補にならず、あるいは技師補にならず、あるいは技師にならず、主事にならず、職名が混乱をしてゐるから臨時職員という職名である。ただ、それだけではないか、そう思ひますが、どうですか。
○政府委員(山本明君) その場合に、実態というのは、おっしゃいましたように、地方公務員法上は問題があらうと思ひますが、それはさておきまして、実態としては、おっしゃいましたように、選考によつて職員にしておるといふ擬制は私にはできないのではなからうか、あくまで地方公務員といふのは定数の中に入る職員として、選考なり、あるいは競争試験によつて採用されるべきであつて、それをやらずに定数の外で何か恒常的な仕事に使はせるといふことは本来的な意味ではないだらう。これはわれわれとしてはあくまで是正すべきである、こういう指導はいたしております。

○和田静夫君 そうしたらどうされますか。現実には十万人をこえる人がいらつしやる。どうされますか。
○政府委員(山本明君) したがひまして、先ほど申しましたように、地方公共団体ににおきましては、事務を分析をいたしまして、それが恒常的な業務であるとするならば、これは定数内の職員を充てるべきである。その職が臨時であるならば、先ほど申しました六カ月の期間を切つての臨時の職員に採用する、こういう振り分けをすべきである、またそうしなさい、こういう指導をいたしております。

○和田静夫君 賢明な公務員部長だけれども、ちょっと無理じゃありませんか。すでに一年以上

の方がいらつしやるわけですね。その人はもう本来公的には地公法上、言つてみれば、本人には罪はないわけですよ。その人をたとえ排除してしまふ、あるいは六カ月だけ使えないというふうな形にはならないでしよう、現実の問題としては。

○政府委員(山本明君) したがって、それは先ほど申しましたように、地方団体がいろんな仕事かふえてきて定数をふやさざるを得ないというふうな場合は私はあると思います。あるいは中でもやめていった人がおられまして、それだけ補充をしなくちゃならないという場合もございます。そういう場合には、いま申しましたような方法で、恒常の業務、いわゆる定数内の職員を使う。だから、その職の分析をして、その職が恒常的な仕事であるならば、いま現におられる方の中から能力がある方なり何なりを採用するという方法を考えるなりすべきでないだろうか。だから、現在おる人をそのまま云々ということになりますと、おっしゃいましたように、ますの中からはみ出るものがありますので、これをするのは困難であろうと思ひますけれども、府県によりまして、市町村によりまして、定数増あるいはやめられた方の補充をするというような問題があるので、それらとの関連において、いま申しました人々を考えてやるべきではないだろうか、このように考えております。

○和田静夫君 必然的に定数増を考えられる条件がある。したがって、定数増という中において措置を指導をしていく、こういうことですね。そこで、もう一べんひるがえつて考えますが、昭和三十一年八月二十日付の自治省の次長通知、「臨時職員の身分取り扱いについて」、それから昭和三十三年三月七日付の自治省事務次官の定数外職員の定数化についての(一)、(二)、(三)は三十六年七月十一日付の方向の指導を行なっている、こういうふうに理解をしておいてよろしいですか。

○政府委員(山本明君) そのとおりに指導をしておいては、さういふ指導をしております。

○和田静夫君 大臣、お聞きのとりの現勢であります。したがって、いま公務員部長が答弁をされたような形で解決の努力をしていただきたい、こういうことでありますので、大臣からもひとつ答弁をいただきたいと思ひます。

○国務大臣(秋田大助君) この問題は、内容あるいは形式、非常に相錯した問題があるかと存じます。したがって、いま公務員部長から答へました趣旨にのっとり、善処をなるべくいたしたいと考えております。

○和田静夫君 次に、臨時職員の賃金について若干お聞きしますが、臨時職員の賃金は一体どのようになつておられますか。

○政府委員(山本明君) これは一般の公務員ですが、それぞれの資格がございます。それとの関連性を考えながら、おそろく二十五日分、つまり月給の二十五分の一とかいうふうなことで、いわゆる日額をきめておるわけでございます。

○和田静夫君 いま私が入手した資料があるので、市町村に雇用されている学校給食調理員で、十年も勤務して一万年数千円、そういうのが普通であります。最低は九千円という状態がいま各地に起こつておるわけですね。それで、これはもうことしの春の賃上げ額にも及ばない、そういう状態なんです。しかも町村段階になりますと、規則など全くないつかみで賃金をまだ支払つておるのです。こういうような問題に対して、自治省はどのように指導されますか。

○政府委員(山本明君) 勤務の実態がいろいろなふうでございまして、必ずしもいまおっしゃいました金額が妥当であるかどうか問題はあります。四十四年の調査によりまして、町村で一八千円程度の臨時職員の給料が出ております。こういうことで、低いことは低いだろうと思つておられます。したがって、その実態に応じて一般職員との均衡を考慮しながら、その改善を順次はかつていくという方向を考えざるを得ないのではないだろうか。あくまでその勤務の実態を見なければわかりませんので、勤務の実態との関連におきまして、そうして一方には一般職員との均衡と

いう問題も考えながら、これを是正をしていくという方向を考えていくべきではないか、このように考えております。

○和田静夫君 いま実態を見ながらと言われたその実態を見ながらは、先ほど言われた調査との関係ですか、時期的なこと。その実態を把握される時期的な関係は。

○政府委員(山本明君) 私のいま申しました実態というのは、先生のおっしゃいました九千円とか何がしという額のとときに、これがたとえば一カ月間まるまる出ておるものであるのか、あるいは一定の時期しか出てこないものなのか、あるいはパートタイム的に出てくるものであるのか、その辺のところの実態をあわせて見なければいけないんじゃないだろうかというところの勤務実態でございます。

○和田静夫君 給食調理員には、そういう勤務の態様のアンバランスというものは本来的には存在しないわけでしょう。そういう実態であるならば。

○政府委員(山本明君) 給食も、完全給食をしておりますところとか、あるいは一部だけやつておりますところもございまして、ですから、給食といひましても必ずしも全部一律であるというふうには考えられないのじゃないだろうか。それから、これは私の体験でございまして、漁村で遭難した場合に、その未亡人の方をお救いをするという場合に、学校給食でお使いをするという場合が、いま言った一般的な給食という同じかっこうで使わずに、一定の方法で使つておるといふ例もあるわけでありまして、したがって、私の言ひました全体の勤務の態様というものを、実態を見て考えるべきではないだろうか。一律に学校給食だから幾らと、こういう考え方はできないのではないだろうか、こう申し上げたのでございまして。

○和田静夫君 それでは通常の勤務の実態にあるところの給食調理員については、さつきあつたように、きわめて低い賃金については一般並みにして是正をさせる、こういう指導をされると理解して

よろしゅうございましてね。

○政府委員(山本明君) 先ほどおっしゃいましたように、一般的に学校給食の、これは朝、昼、夕方ですが、昼が中心でございましてね。もつとも朝から来ていろいろな調理をしますもので、そういう実態が一般的のものであれば、やはりそこで低いものは是正するという方法を考えるべきである、このように考えております。

○和田静夫君 それでは実態の把握等を含んで、言つてみれば是正の方向についての具体的な処理について、職員代表との間で十分な話し合いを煮詰めていただきたい、そういうふうな思ひますが、その用意は十分にありましようか。

○政府委員(山本明君) 実態把握というのは、先ほど言ひましたように、私のほうでは二万四千人といひ、それから自治労の方々は十万人といひ、この間に違いがあるわけでありまして、で、基本的にはわれわれといたしましては、昭和三十六年でしたか、三カ年間にかけまして約五万人の人を財源処理して定数化をした。その後、一切そういうことのないようにという御指導を申し上げておるわけでありまして、したがって、その後も発生したとするならば、そういう恒常的な業務に臨時職員を使つたという使用者側の責任においてこれは処理をしてもらう。しかし、われわれとしてはどういふものがあるのか、あるいはどれだけの数があるのか、そういうものはひとつ実態把握をして、そうして組合の方々が十万人といつておられ、こちらが二万四千人といつておる、その間にどういふ違いがあるのか、どういふ具体の職員の違いがあるのか、まずこういう調査をしてみよう。私はあくまでその措置というものは、これは地方公共団体がすべきであるという考えでいるわけでありまして。

○和田静夫君 答弁がちょっと食い違つておるのです。そのところは、さつき大臣に確認をもらつて終わつておるのであつて、いま言つた実態はあなたが言われた実態、いわゆる給食調理員の方が季節的に使われたか、あるいは短時間、全く

パートタイムで使われたかというような実態を除いて、一般的に使われている状態の中で、あなたは低賃金の場合には是正をされると言われたのだから、その是正をされる場合には職員代表、たとえば自治労なら自治労とあなたのほうとの間で十分交渉をせられる、話し合いを持って解決していくと、そういう準備用意がありますかと、そういうことなんです。

○政府委員(山本明君) 私のほうは個々にこの人は低いから云々という気持ちを持っておりません。ただ、一般的にいましておっしゃいましたそういうものが低い、あるいはこういうものが低いとか、そういうものは、こういうかっこうになっているというところの実態をつかんで、それについては一般職員との均衡を見まして、低いとすれば是正の措置は講ずべきであらうというところは、地方公共団体の任命権者のほうにはこれは御指導申し上げますけれども、個々人についてこれは上げろ、これはどうだからあしろという気持ちは実は持っておりません、率直に申しまして。

○和田静夫君 それだから、言ってみれば、職員代表の意見を聞きながらそれに対応するところの指導がある、こういうふうに理解していいわけでしょう。

○政府委員(山本明君) ええ。職員代表の方々と私のほうも実態をつかみ、十分に話をしてこの問題の解決には努力をしたいと考えております。

○和田静夫君 次に、共済組合の加入の問題ですが、臨時職員の加入の状態をひとつ。

○政府委員(山本明君) 数字を見ますのでちょっとお待ちください。——まことに恐縮でございますが、一年以上勤務し、月五千六百円以上の人は一応入れておりますので、私のほうで特に臨時職員が何人おるといふ分類は実は持っておりません。この点はひとつ御了解いただきたいと思っております。

○和田静夫君 私たちの調査では、臨職中の共済組合加入率というのは一・六%、厚生年金の加入率というのは八・一%、何も入っていない者が

八〇・三%という現状であります。こういう状態を放置してきた責任はまあ自治体にありますけれども、同時に、私は政府の側にもあると思うのであります。したがって、この実態というのはいやばい把握をしてもらわれないと論議になりませんか、把握をした上で一べん論議をしたいと思えます。しかし、秋までということじゃなくて、これもやっぱり早い機会に実態を把握していただきたい、こういうふうに思いますが、いかがですか。

○政府委員(山本明君) 先ほどもお答え申し上げましたように、まことに残念ながら十分実態をつかんでおりません。その点はおわびを申し上げます。と思います。できまですばやく実態をつかみまして、これはそれだけ聞けばわかることではないです、できるだけ早く資料をとるようになりたいと思っております。

○和田静夫君 次に移りますが、いわゆる非常勤職員の身分関係で伺います。まず児童福祉施設、あるいは老人ホームなどの施設に働く職員の中には、特別職、非常勤嘱託というところで地方公務員法の第三条第三項第三号に基づいて雇用されているのでありますが、勤務の実態というものは恒常的業務であって、それぞれのいわゆる根拠法、児童福祉法なり、あるいは老人福祉法に基づいて置かれていられるものである。こういう雇用形態は一体適法と考えられるのかどうか。あるいは国民保険や国民年金、これも恒常的業務であることは御存じのとおりであります。この徴収業務に従事している人たちが東京を除く大都市等で非常勤職員であります。こういうような状態というのを一体どのようにお考えになりますか。

○政府委員(山本明君) まだ先生のおっしゃる具体的な事例を私実は存じませんので、その具体例がいかどうかというところはちょっとわかりかねますが、先ほど申しましたように、やっぱり恒常的な業務には、そういう臨時の職員じゃなしに定数の中の職員を使いまして恒常的な本来の地方公共団体の仕事と、それから国の委託を受けておる仕事、これは実施すべきである、このように考え

ております。

○和田静夫君 そうしますと、私が述べたようなことがあれば、こういうような雇用のしかたというのには適法ではないと、こう理解してよろしいのですね、いまの答弁では。

○政府委員(山本明君) 好ましいことではないのではないだろうかとは私は考えます。

○和田静夫君 いまのやつ、たいへん重要ですから、大臣、公務員部長が答弁されたとおりよろしいですね。

○国務大臣(秋田大助君) よろしいと思えます。

○和田静夫君 それじゃあありがとうございます。よろしいということですから、いわゆる適法じゃないわけですから、直していただきたいと思

います。それからもう一つ聞きたいのは、自治省の見解を仄聞していることですからあれですが、学校給食に従事する調理員についても、言ってみれば、特別職、非常勤、嘱託などというようなことではないじゃないかという見解が一部あるように聞いておりますが、そんなことはありませんか。

○政府委員(山本明君) その話は存じませんが、あるいはパートで働くものについての考え方として、そういう言い方をしたのでないだろうかと言ったというふうなことは、私、記憶をいたして

おりません。

○和田静夫君 なければいいです。言うまでもなく、労働科学研究所の調査などを見てみましても、学校給食労働というものは、日本における婦人労働の中でも、紡績労働や、あるいはバス車掌労働に次ぐ重労働である、こういう状態でありま

改善をすべきだということに、いまの答弁から必然的になります。四十五年度はどうなりましたか。

○説明員(橋手正君) 給食従事員の給与単価につきましては、一般の他の職員と同様、統一単価をとると、そういうことに四十五年度からは改定をいたしております。

○和田静夫君 これは母子相談員、婦人相談員、あるいは身障家庭奉仕員、老人家庭奉仕員なども同様ですね。

○説明員(橋手正君) ただいまのお話の相談員方などの単価でございますが、これは国の予算によりまして、それに伴います地方負担額を交付税上措置してまいります、こういうことになっております。四十四年度は国の単価が一万九千二百円でございますが、これが四十五年度は二万一千二百円に上がっておりますので、四十五年度におきましては二万一千二百円の単価で計上する、こういうことになっております。

なお、先ほど農林省関係の職員の手当て等ございましたが、あわせて御報告申し上げます。まず、防除員の手当てでございますが、これは四十四年度七百二十円、四十五年度は八百十円、これは賃金の統一単価でございますが、あわせてこれは国の用いております賃金の単価でございます。それから獣医手当でございますが、これは、実は四十四年度まで七百円という単価を用いてま

いております。ただ、この点につきましましては、従来の賃金単価とも違うということもございまして、精査いたしておりましたところ、実は二千四百ほどの単価になっておるといことが判明いたしましたので、四十五年度におきましては二千四百、こういう単価を用いております。それから開拓保健婦のお話がございましたが、四十四年度までは開拓保健婦、これは農林省のほうであつたわけでございますが、四十五年度からは、これは厚生省のほうへ移しかえになっております。これに伴いまして交付税上の措置をいたしましては、四十四年度は四人の開拓保健婦を計上いたし

ておりましたが、四十五年度におきましては、衛生婦のほうにおきまして地域保健婦、こういうふうにも名前を変えて、五人に必要な経費を計上いたしておきます。なお、農林省のほうから厚生省のほうへ移り変わりましたので、補助率も百分の三十四と、こういうような補助率にいたしておきます。

○和田静夫 すると、前へ戻りますが、質問しないところまで答弁があったのですが、開拓保健婦の普及手当、獣医師手当、そこでこの獣医師手当だけ上げられました、その二百円、これらとの関係において、たとえば防除員手当なんかは波及をさせていくという考えはありませんか。

○説明員(横手正吉) 防除員手当につきましては一応賃金支弁職員と、こういうようなことで賃金単価を用いるということにいたしておりますので、これが昨年七百二十円でございます。百十円にいたしております。獣医師手当につきましては、これは実は借り上げ獣医師さんの手当でございますが、昨年年までの七百円という金額が実は間違いであつたわけでございます。私ども、交付税上で国庫補助を伴います経費を措置いたしました場合には、各省からの要求に基づきまして必要な額を計上いたすわけでございますが、実はこの点につきましては、従来から農林省のほうからの要求もなかったという点もございましたが、実は非常に低いままです。今回気がつきましたので二千円と、本来の単価に直したということでございまして、特に七百円から二千円に極端に引き上げたということではございませんで、むしろ間違いをこの機会に直したという点があるわけでござい

ます。○和田静夫 自治省行政局給与課の出している「地方公務員給与制度解説」の二九七ページに「農林漁業改良普及手当は、都道府県に設置されている農林漁業の改良普及事業に従事する職員の職務の特殊性に対して支給される手当である。

この農林漁業改良普及手当は、農林漁業の改良普及事業に従事する職員の職務が科学的な技術および知識と教育的な指導能力を必要とし、また、巡回指導を主とする不規則かつ強度の勤務を伴うとともに、その職務の複雑困難の度は最近の農林漁業の事情を反映してますます加重しつつある特殊性にかんがみ支給される。」こうなっております。そういう点では建設技術者にも同様な状況が当てはまると思ふのですが、いかがですか。

○説明員(潮田康夫) お答え申し上げます。建設事業関係に従事しております地方公務員全般については農林改良普及員のような手当を与えるという事は、現段階においては国家公務員との関係でいささかそこまでは熟しておらないのではないだろうか、こういう考え方に立つております。ただ、現業職員の中には、たとえばダムであるとか、あるいは港湾の建設事業であるとかいうような、現場で困難、あるいは機械、そういうような仕事の作業に従事しておられる方がおられることは事実であります。これに対しては特殊現場作業手当という手当制度が国家公務員にもござい

ますが、地方公務員においてもそれらが活用されておりますので、全般的にそういうものを手当てとして組み込むという段階には、国家公務員との関係でむずかしうございしますが、いま申し上げました特殊現場作業手当の制度の活用によつて、地方公共団体で実情に即して他の職種との均衡をはかつてやっていただく、こういうことで指導しておりますし、現実もかように取り扱つておる実情になっております。

○和田静夫 四十五年度は幾らくにしたらいいと思ふのですか。

○説明員(潮田康夫) それは国家公務員との均衡をはかつておりますので、手元に国家公務員の金額、各現場ごとに持っておりますので、それども、大体国家公務員の特種現場作業手当は今年度改定されておりますので、現段階においてはその均衡上、地方公務員においても特に四十五年度引き上げるといふ必要性は一般的にはないのでは

ないだろうか、かように考えております。

○和田静夫 いま幾らですか。

○説明員(潮田康夫) ちょっと——調べまして報告させていただきます。

○和田静夫 いまの問題は調べてください。私が前段に言ったことと答弁が食い違つてますからね。私が前段に申し上げたのは、農林漁業改良普及手当のいわゆる設置理由についていまおたくが出しておる資料、これは読みかえてみれば歴然としておると思ふのです。建設の事業に従事する職員がというふうに読みかえてみると、その「職員の職務が科学的な技術および知識と教育的な指導能力を必要とし、また、巡回指導を主とする不規則かつ強度の勤務を伴う」と、こうなるのです。全く同様の論拠に立てるものに対して、どうして手当てを出されないのですか。

○説明員(潮田康夫) 私どもの現在までの考え方は一応御承知だと思ひますが、地方公務員の給料、その他の諸手当は、国家公務員のそれを基準として、それにいわば準じた措置をとるというところでやっております。そこで、いま申されました建設事業に従事している職員全般をとらまえて、それに農林改良普及手当のような特別な手当を支給するということにおきましては、国家公務員におきかへても、同じような建設事業に従事しておられる職員が非常に多いので、それらとの均衡を考へて、いま地方公務員だけにおいてそういう制度を一般化する、農林改良普及手当のように特別の手当として法定するといふのは、均衡上においても問題があるのじゃないか。しかも、建設事業の中には、ダムであるとか、あるいは港湾建設事業とか、いろいろな事業もありま

す。そこらは全般的にその事業の事務の内容によつてもいろいろと特殊性もございしますので、そういうようなものの関係におきかへますという、国家公務員では特殊現場作業手当というものが制度的にあるわけですし、現実にはそれとの均衡、同じ仕事をやっております建設事業の関係もありま

すので、それらとの均衡で、そういう制度でいけるのではなからうか、こういうふうに現在では考へておるわけでござい

○和田静夫 建設省、私の質問に対して、なるほどやはり現場手当じゃなくてというお考えになりますか。

○説明員(栗屋敏信) 先生のお話の前段につきましては、私さう初めて伺いましたので、はつきり申し上げることはできませんが、先ほど自治省の給与課からお話ございましたように、現在、国家公務員に對しましては特殊現場作業手当というものがございまして、これはダムとか、その他勤務環境の劣悪な作業場の作業に従事した職員に對しまして、平均をとりますと大体一日につき百六十円の手当が支給されております。なおかつその場所が遠隔の地におきかへます場合におきましては、五割程度の支給もできる制度になっておりますので、現在のところ、こういうところではないかと思ひます。ただ、額の多少につきましては、また人事院の御所掌でもありますので、現場職員の処遇の改善につきましては、われわれといたしましては機会あるごとに人事院とも御相談をしておる、こういうわけでござい

○和田静夫 そうすると、前段については、初めての話であるからということでありま

なるほど納得のできる初めての話だと、こういうふうにお考えになったと思ひます。私の主張に従つた努力をしていただきたと思ひます。後段の部分については、これは何といつても、ここに要求の側の委員長おすわりになつていら

うわけですから、全日本建設技術者協会の会長ですから、地方行政委員会の委員長さん、したがって、これは共通の場に立つて言えると思ひます。どうですか、現場手当ですね、この機会にやはりもっと上げるべきだと、私が言うよりも委員長から言つてもらつたほうがもっと意味があるかもしれませんが、いかがですか。

○説明員(栗屋敏信) われわれといたしましては、遠隔の地において、勤務環境が劣悪な場所に

おいて働く職員に対してなるべく優遇措置をとり
たいということは共通の希望であるわけでありま
して、先生の最初のお話をも含めまして、さらに
検討したいと思ひます。

○和田静夫君 自治省のほうはいかがですか。

○説明員(瀬田康夫君) 私のほうも、地方公務員
独自でいろいろやるというわけには現在の法制の
たてまえからそうはなっておりませんので、国家
公務員の制度というものが改善されると、そうい
う面で改善をするということ、いろいろ検討さ
れたその結果が出てまいりますれば、地方公務員
の場合におきましてもそれに準じた措置をしてま
いりたい、かように考えております。

○和田静夫君 これは委員長にもぜひお願いいた
しますが、この問題、五月七日までの間にもう一
べん具体的な話を一緒にやりたいと思ひます。
そういうことでありますので、ひとつ地方行政委
員長も了解をされておりますから、建設省、自治
省ともに用意をしておいていただきたい。

そこで、さっきの問題にもう一べん戻ります
が、水道、ガスなどの地方公営企業の集金検針業
に雇用されておる臨時職員の場合も、外勤で時間
的にはつきり把握できないことを理由にして、多
くの自治体当局は嘱託として取り扱っておる。そ
して特別職と主張するので、とても最近乱れ
ているのです。これも明らかに法解釈を誤って
いると思ひますが、いかがですか。

○政府委員(山本明君) 一応法律的にはそういう
パートの方は、いわゆる第三条の第三項第三号で
すか、嘱託員及びこれに準ずる者というかつこう
になつてくるのじゃないだろうか、嘱託員、パー
トでやつておられる者、それは地方公務員法第三
条の三項三号にいう非常勤の職員として扱われる
のじゃないかと、こゝろ思ひます。

○和田静夫君 何かパートでやつているなどと私
は言っているのではなくて、この仕事の実態は恒
久的な職業です。それに従事しているところのい
わゆる職員、それを嘱託などということにはなら
ぬと思ひます。そのほうが原則でしょう。いか

がですか。

○政府委員(山本明君) おっしゃいましたよう
に、料金の徴収とかそういう仕事は、固有の本来
の職員といふべきで、これで徴収をさせるという
のが筋であらうと思ひます。ただ、具体的な料金
の徴収の場合に、何といふんですか、対象が散在を
しておるというふうなことで、いわゆるロス、投
資効率という面から、あるいはそういうパートを
使われるという場合も私は自治体によつてはある
んじゃないかという気はするのです。それはそう
いう特殊な例としてやっぱり本来の公務員が徴収
をするというのが筋ではないだろうか、このよう
に思ひます。

○和田静夫君 それが原則です。やっぱりそ
れをもう少し尊重をしてもいい、公務員制
度全体が非常に乱れてきている感じがするのです
よ。たとえば、それじゃ、いま言われましたが、
前段のお客えのとおり集金員等のパートの現状と
いうものはたくさんあるのだということ、まあ仮
定です、それは調べてみなければあてでしよう。
その場合に、その人たちの賃金というものはどう
いうふうになつておるんですか、おわかりになつて
いますか。

○政府委員(山本明君) おそらく賃金で支払いが
なされておるのではないだろうか、こゝろ思ひ
ます。

○和田静夫君 賃金で支払われているというが、
実態はおわかりになつておるんですか、これ。

○政府委員(山本明君) あまり料金の徴収という
ことは、私、県におりましたので市町村のそうい
うことについては、率直に申し上げます、具体的に
問題を存じておりませんので、きわめて観念的な
考え方をしております。

○和田静夫君 私はいわゆる地方自治法二百三
条による報酬及び費用弁償に該当する形でもって
ペイされている。これは全く違法だ。現実、前段の
公務員部長の答弁を認める立場に、たとえば立つ
ても、私は認める立場に立ちませんが、その辺は
一べん調べてもらいたいのです、この部分は、こ

れは調べてもらつてもう一べんその実態の上に
立つて論議をするということにしましょう。

最後に下請の問題、俗に最近言われている下請
職員、そういうことがあつたらどうか知りませ
ん。下請の形をとりながら、実態は自治体が直接
雇用している、そういう臨時職員の問題が起きて
います。実態をつかんでいらつしやいますか。

○政府委員(山本明君) そういう実態はつかんで
おりません。おそらく下請として仕事をなさるな
らば、それは下請としての体系の中で職員に対して
給料が払われておるのであつて、府県なり市町村
から下請に支払われておるということは論理的に
は考えられないのであります。

○和田静夫君 実はこれらの職員は一応外部のも
のに雇用をされておる。その業者から派遣をさ
れた形で自治体の中に職場を持ちます。したがつ
て、下請職員ということに一般的に言ひならされ
ています。しかし、実際はこれらの職員を指揮監
督するのは業者ではなくて自治体職員です。そ
ういふ職員は雇用主とされている業者からは健康保
険料やあるいは税金、業者の取り分などを差し引
いた賃金を受け取つておる。そうすると、業者は
これらの職員に対しては作業衣程度は支給をして
いるでしようが、言ひかえてみると、自治体の当
局というものは業者から労働者の供給を受けて、そ
して業務を遂行することになる、こゝろ結果に
なつておるわけでありまして、これは明らかに職業
安定法第四十四条に禁止をしておる労働者供給事
業に当たつておるのではないかと、こゝろ思ひ
ます。

○説明員(保科真一君) 職業安定法におきまして
労働者供給事業の禁止規定が四十四条にございま
す。労働組合が労働大臣の許可を受けた以外は労働
者供給事業はできないことになつております。
労働者供給事業の解釈規定といたしまして、安定
法の施行規則に、請負契約でありまして四つの
要件を満たしていなければならぬということがござ
いまして、その中には、作業に従事する労働者
については指揮監督を行なふものであること、請

負会社のほうで請負会社の職員を直接指揮監督す
るといふようなことが必要の要件になつておりま
す。

○和田静夫君 なつておるけれども、いま私が
言つたことはどうなんですか。

○説明員(保科真一君) その個々の実態につきま
しては、実際にどういふふうになつておるのか、
その請負契約の内容並びに作業の実態を見て判断
すべきものであると思ひます。この労働事業の規
定につきましては、県の職業安定課を通じて
地方の自治体あるいは雇用主に對しまして終始指
導いたしまして、労働に違反しないように指導い
たしておるのであります。

○和田静夫君 指導されているということですが、
こゝろ思ひます。指導についてはよくおわかりにな
つておるんですか。

○説明員(保科真一君) 個々の実態につきまして
は私どものほうで全部承知しておるわけではござ
いせんが、都道府県を通じて、こゝろ思ひます。
指導監督を行なつております。

○和田静夫君 もう一べん承りますが、先ほど私
が述べたような形は違法です。

○説明員(保科真一君) 自治体のほうで直接指揮
監督するというのが常態であれば問題であらうと
思ひます。ただ個々の実態、それから請負契約を
見ましても、個々につきましての判断でございま
すので、こゝろ直ちにどういふことは申し
上げかねます。

○和田静夫君 前段さへ承ればいいんです。そ
ういふ状態で、そのような臨時職員の雇用を認める
というものは、結局のところ、労働基準法の第六
条が禁止をしておる中間搾取、そういうことを自治
体当局が容認をすることに通じないか。容認
をしておるばかりじゃなくて、奨励をしておるこ
とにさへ通じないかと思ひますが、いかがで
すか。

○政府委員(山本明君) 先生のおっしゃいました
ようなことは私はあまりないんじやないかと思ひ
ます。といひますのは、エレベーターのあれです

とか、最近庁舎の清掃というのを清掃会社にお願いを託してやっております。もちろんそれは実際には県庁の中の建物でございまして、あるいはその責任者にこちらをこうしてくれとか、ああしてくれ、こういうことはあるかもしれないが、恒常的に指揮監督の中に入れてしまつて、そうしておるといふことは私は実態としてはないんじゃないだろうか。また、ときどきは同じ建物の中でありまして、利便をよくするためにあるいは清掃をよりよくするために、あるいはあるかもしれないが、恒常的なものはないんじゃないだろうか、このように考えます。

○和田静夫君 これは予算委員会でもあつたとおり、コンピュータのレンタル企業職員が入つてきておる、これなんか、あのときの答弁ではたいへん技術的なことで、大臣も言われたようにある一定の短期だろ、そうしてまいらつたやらない官房長も、なるべくこういう状態はやめた、したがって、人員要求をしたい、同じことを部長も確認をされた。しかし、これがもし私が指摘をしたとおり長期間していくとすれば、いま私が言ったことに当てはまることになりまして、それはそうでしょう。

○政府委員(山本明君) それは特殊な技術であり、直ちに国だとか県の職員でそれだけの能力のある者がございせんから、当初は私はあるのではないだろうか。しかし、それはいつまでもそういかつて民間の方にまかせつきりということになります。これは仕事自体が本来の公務員、地方公共団体の仕事であり、あるいは国の仕事であるものをこれにまかせるといふことは問題がございまして、漸次好転をしていくんじゃないだろうか。当初だけはこれはやむを得ませんので、そういうふうにお願いをする、あるいは協力をしてもらふ、いわゆる協力というふうなことで進むんじゃないだろうか、これはコンピュータだけではないに、事務改善を昭和二十七年、八年ごろしましたときにもやはり同様な傾向がございました。私、当時、振興課長でございました

が、しかし二、三年しますれば、やはり個々の自治体でもそれだけの能力を持った者を雇ひ、養ひ、こういうふうに進んでいくておりますので、おそらくコンピュータの場合等におきましても、そういう姿で推移するんじゃないだろうか、長期にわたるといふことになりまして問題はございまして、うけれども、そういう実態にはならないんじゃないだろうか、このように私は考えております。

○和田静夫君 そうしましたら、たとえば北九州で起こつたところのあの給食の下請け、いまだつてやはり続いているわけでしょう。あの状態は当時の岡田厚生大臣が給食の下請けは問題だと、こゝういふふうに答弁されました。あの状態は一体どういふことですか。

○政府委員(山本明君) 具体的な事実はまことに残念ながら存じておりませんけれども、やはりそういうものは恒久的なものとしてなっていくのではなくて、臨時のもの、あるいはやむを得ないもの、当初やむを得ないもの、こゝういふ場合に限定されるべきではないだろうか、このように考えております。

○和田静夫君 具体的にあげていけば幾つかあるわけですよ。したがって、これは大臣に求めますが、いま臨時職員問題を中心にして大体大きく三つに分けながら問題点を指摘をして、それぞれ約束をいただいたわけですが、これはたいへん公務員制度全体を乱すものにも通じますので、十分に早い機会に事態を把握をしていただいて、そして職員の代表その他との話し合いを通じて、解決の努力をひとつ取り急いでやつてもらいたい、そう思いますが、いかがですか。

○国務大臣(秋田大助君) 御趣旨に従ひまして合理的に善処したいと思ひます。

○委員長(山内一郎君) 本日はこれにて散会いたします。

午後三時二分散会

四月二十四日本委員会に左の案件を付託された。
一、地方税法中事業税率の軽減に関する請願(第二五五二号)(第二五九三三号)
二、区長公選制の実現に関する請願(第二六八六号)(第二七四〇号)

第二五五二号 昭和四十五年四月十五日受理

地方税法中事業税率の軽減に関する請願

請願者 福井県坂井郡金津町新二ノ六 円道鹿一

紹介議員 熊谷太三郎君

この請願の趣旨は、第一三二七号と同じである。

第二五九三三号 昭和四十五年四月十六日受理

地方税法中事業税率の軽減に関する請願

請願者 東京都文京区後楽二ノ三ノ一〇東京都市クリーニング環境衛生同業組合理事長 大倉達雄

紹介議員 山内 一郎君

この請願の趣旨は、第一三二七号と同じである。

第二六八六号 昭和四十五年四月十六日受理

区長公選制の実現に関する請願

請願者 東京都杉並区和泉一ノ二ノ一四宮川義男外五十三名

紹介議員 野坂 参三君 春日 正一君
河田 賢治君 岩間 正男君
須藤 五郎君 渡辺 武君
小笠原貞子君

住民の福祉を増進し、住民の付託に答へ得る地方自治の確立のため、地方自治法を改正し、区長公選制を実現にされたい。

理由 一、昭和二十七年に地方自治法の改正で、二十三

特別区の首長の公選権が否定され、区長は特別区の議会が都知事の同意を得て選任するという現行制度に改悪されて以来、杉並区議会は、区長公選制の実現を含む自治権の拡充を政府に対して陳情してきた。

二、昨年十月の第十三次地方制度調査会の中間報告における「東京市構想及び日本商工会議所の主張する道州制制度から考えると、二十三特別区は、自治権を全く持たない行政区分化されるおそれがあり、この構想では区民の末端まで行き届く福祉行政の実施は困難である。

第二七四〇号 昭和四十五年四月十六日受理

区長公選制の実現に関する請願

請願者 東京都杉並区和泉三ノ一三ノ九滝沢次夫外五十三名

紹介議員 木村福八郎君

この請願の趣旨は、第二六八六号と同じである。

四月二十七日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(衆)

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案

(地方公務員等共済組合法の一部改正)

第一条 地方公務員等共済組合法(昭和二十七年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

目次中「第百七条」を「第百七条の二」に改める。

第二条第一項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条第二項中「又は第三号」を削り、同条第三項を削る。

第七条第二項中「組合員」の下に「（その組合の組合員であつた者のうちから、当該組合の組合員である職員が組織する地方公務員法第五十二条の職員団体又は地方公営企業労働関係法（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条（同法附則第四項において準用する場合を含む。）の労働組合（以下「職員団体」と総称する。）が推薦した者を含む。」を加える。

第四十四条第二項中「月以前の組合員であつた期間三年間における掛金の標準となつた給料の総額を三十六（当該三年間における組合員期間の月数が三十六に満たないときは、その組合員期間の月数）で除して得た額」を「月の掛金の標準となつた給料」に改める。

第四十四条の次に次の二条を加える。

（年金を受けるべき遺族の範囲）
第四十四条の二 年金を受けるべき遺族の範囲は、組合員又は組合員であつた者の配偶者、子、父母、孫及び祖父母で、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時その収入により生計を維持していたものとする。

2 前項の規定の適用については、子又は孫は、十八歳未満でまだ配偶者がいない者又は組合員若しくは組合員であつた者の死亡の当時から引き続き別表第四の上欄に掲げる程度の廃疾の状態にある者に限るものとし、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生した場合には、その子は、これらの者の死亡の当時その収入によつて生計を維持していたものとみなす。

（年金以外の給付を受けるべき遺族の範囲）
第四十四条の三 年金以外の給付を受けるべき遺族の範囲は、次に掲げる者とする。

一 組合員又は組合員であつた者の配偶者、子、父母、孫及び祖父母で組合員又は組合員であつた者の死亡の当時その収入により生計を維持していたもの

二 前号に掲げる者を除くほか、組合員又は組合員であつた者の死亡の当時その収入により生計を維持していた者

三 組合員又は組合員であつた者の配偶者、子、父母、孫及び祖父母で第一号に該当しないもの

2 前条第二項の規定は、前項第一号の規定を適用する場合について準用する。

第四十五条第一項を次のように改める。

給付を受けるべき遺族の順位は、次のとおりとする。

一 年金を受ける者の順位は、第四十四条の二第一項に規定する順序

二 年金以外の給付を受ける者の順位は、前条第一項各号の順序。ただし、同項第一号又は第三号に掲げる者の間においては、それぞれ当該各号に規定する順序

第四十七条中「又は遺族一時金」を「遺族一時金又は年金者遺族一時金」に改める。

第七十四条中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 年金者遺族一時金

第八十八条第六項中「第八十八条第五項」を「第八十八条第六項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「前項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「遺族年金」の下に「又は年金者遺族一時金」を加え、同項の次に次の一項を加える。

5 第四十四条の三第一項第二号又は第三号に該当する遺族に対する前項の規定の適用については、「その者の退職の際第八十三条第一項の規定を適用するものとした場合に退職一時金の額の算定の基礎となつた同条第二項第一号に掲げる金額（公務によらない廃疾年金にあつては、給料十二月分を加算した金額）」とあるのは、「その者の退職の際第八十三条第一項の規定を適用するものとした場合に退職一時金の額の算定の基礎となつた同条第二項第一号に掲げる金額」とする。

第九十八条の次に次の一条を加える。

（年金者遺族一時金）
第九十八条の二 次の各号の一に該当するとき

は、組合員又は組合員であつた者の遺族に年金者遺族一時金を支給する。ただし、次項の規定により計算した金額がないときは、この限りでない。

一 組合員が公務傷病により、組合員である間に、又は退職後に死亡した場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

二 組合員期間が二十年以上である者が公務傷病によらないで死亡した場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

三 組合員期間が十年以上二十年未満である者が公務傷病によらないで組合員である間に死亡した場合又は組合員期間が十年以上二十年未満である者が廃疾年金を受ける権利を有するものが公務傷病によらないで死亡した場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

四 組合員期間十年未満の者が公務による廃疾年金を受ける権利を有するものが公務によらないで死亡した場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

五 遺族年金の支給を受ける者がその支給を受ける権利を失い、以後年金を受けるべき遺族がないとき。

2 年金者遺族一時金の額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額（第二号に掲げる金額がないときは、第一号に掲げる金額）とする。

一 前項各号の一に該当する場合において遺族年金を受けるべき遺族がいたとしたならば受けるべきこととなる遺族年金の額（同項第一号に該当する場合においては、第九十七条の規定により支給を停止される遺族年金の額を除く）の十二分分に相当する金額

二 すでに支給を受けた退職年金、減額退職年金、廃疾年金又は遺族年金の総額

第百条中「第百七条」を「第百七条の二」に改める。

第四章第三節第五款中第百七条の次に次の一条を加える。

（年金者遺族一時金の特例）
第百七条の二 地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である者に係る年金者遺族一時金については、第九十八条の二第一項第二号中「組合員期間が二十年」とあるのは「地方公共団体の長であつた期間が十二年」と、同項第三号中「二十年未満である者」とあるのは「二十年未満である者、地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である者を除く。」として、同条の規定を適用する。

2 前項に規定する者に係る年金者遺族一時金の額は、同項の規定により算定した額が、同項の規定を適用しないとしたならば受けることとなる年金者遺族一時金の額より少ないときは、当該金額とする。

第百十三条第二項各号列記以外の部分中「掛

金」の下に、「国の負担金」を加え、同項第一号中「掛金百分の五十」を「掛金百分の三十、国の負担金百分の二十」に改め、同項第二号中「百分の四十二・五」を「百分の三十七・五、国の負担金百分の二十」に、「百分の五十七・五」を「百分の四十二・五」に改め、同項第三号中「廃疾年金又は」を「廃疾年金、」に、「遺族年金」を「遺族年金又は当該遺族年金に係る年金者遺族一時金」に改め、同条第四項中「地方公務員法第五十二条の職員団体又は地方公営企業労働関係法(昭和二十七年法律第二百八十九号)第五条(同法附則第四項において準用する場合を含む。)の労働組合(以下「職員団体」と総称する。)」を「職員団体」に改め、「同項第一号」の下に、「第二号」を加え、「同項第二号中「地方公共団体の負担金百分の五十七・五」とあるのは「地方公共団体の負担金百分の十五、職員団体の負担金百分の四十二・五」を削る。

第百十六條第一項中「地方公共団体」を「国若しくは地方公共団体」に、「毎月」を「政令で定めるところにより」に改める。
第百二十三條第二項本文中「組合員」の下に「(組合員であつた者のうちから、職員団体が推薦した者を含む。)」を加える。
第百三十五條中「以下この章」を「第百三十七條及び第百三十八條」に改める。
第百四十條第三項を削り、同条第四項後段中「地方公共団体の機関又は職員団体」を「国若しくは地方公共団体の機関又は職員団体」に、「公庫等」を「国の機関又は公庫等」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条の次に次の一条を加える。
(退職した者についての短期給付の特例)
第百四十條の二 組合員期間(前条第二項又は第百四十條の二第二項の規定により組合員であつたものとみなされる期間を含む。)が二十年以上である者又は地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である者が退職した場

合には、その者は、退職の日から十日以内、その退職後もこの条の規定により短期給付を受けることを希望する旨をその組合に申し出ることができる。

2 前項の申出をした者は、その申出が受理されたときは、退職しなかつたものとみなし、引き続き同項の組合を組織する職員であるものとみなして、短期給付に関する規定(第四章第二節第三款の規定を除く。)を適用する。この場合においては、第二条第一項第三号中「職員が死亡」以外の事由により職員でなくなること(職員でなくなつた日又はその翌日に再び職員となる場合におけるその職員でなくなることを除く。)とあるのは「第百四十條の二第三項に規定する任意継続組合員が同項の規定に該当することにより任意継続組合員でなくなること」と、第三十九條第二項中「翌日」とあるのは「翌日(第百四十條の二第三項第二号又は第三号に該当するに至つたときは、その日)」と、第四十八條第一項中「第百十五條第三項の規定により掛金に相当する金額」とあるのは「第百四十條の二第四項の規定により掛金」と、第五十六條第一項中「公務によらない病気」とあるのは「病気」と、第六十五條第一項中「公務によらない死亡」とあるのは「死亡」と、第百十四條第二項及び第三項中「給料」とあるのは「第百四十條の二第一項の退職の日の属する月の掛金の標準となつた給料」とする。

3 前項の規定により第一項の組合を組織する職員であるものとみなされた者(以下「任意継続組合員」という。)が次の各号の一に該当するに至つたときは、任意継続組合員でなくなるものとする。
一 第一項の退職の日の翌日から起算して五年を経過したとき。
二 組合員(他の法律に基づく共済組合で短期給付に相当する給付を行なうものの組合員を含む。)の資格を取得したとき。
三 健康保険の被保険者又は船員保険の被保険者(船員保険法第二十條の規定による被保険者を除く。)の資格を取得したとき。
四 掛金を次項の期限後十日を経過しても払い込まなかつたとき。
五 任意継続組合員でなくなつたことを希望する旨をその組合に申し出たとき。
六 任意継続組合員は、毎月の末日までに、掛金を組合に払い込まなければならぬ。
七 船員組合員に対する前四項の規定の適用については、政令で特例を定めることができる。
八 前五項に定めるもののほか、任意継続組合員に対するこの法律の適用について必要な事項は、政令で定める。
第百四十一條第一項後段中「並びに地方公共団体」を「地方公共団体」に、「の負担金」を「の負担金をもつて」に、「及び組合の負担金」を「の負担金及び組合の負担金をもつて」に、「同項第一号、第三号及び第四号」を「同項第一号から第四号まで」に、「同項第二号中「地方公共団体の負担金百分の五十七・五」とある

のは「地方公共団体の負担金百分の十五、組合の負担金百分の四十二・五」を「前条第二項後段中「掛金の標準となつた給料」とあるのは「掛金の標準となつた運営規則で定める仮定給料」に改め、同条第四項後段を削る。
第百四十二條第二項の表のうち第二條第一項第五号の項中「第二條第一項第五号」を「第二條第一項第四号」に改め、同表のうち第六十三條第一項及び第三項、第六十五條第一項、第七十一條(見出しを含む。)、第七十二條、第七十三條、第七十八條第三項第二号、第八十二條第三項第二号、第八十八條第四項及び第五項、第九十二條第一項、第百十四條第二項及び第三項並びに第百十五條第一項及び第三項の項中「第八十八條第四項及び第五項」を「第八十八條第四項及び第六項」に改め、同表のうち第八十八條第六項の項中「第八十八條第六項」を「第八十八條第七項」に改め、同表のうち第百十三條第二項各号列記以外の部分の項中「及び地方公共団体」を「国の負担金及び地方公共団体」に改め、同表第百十三條第二項各号の項及び第百十三條第四項の項を次のように改める。

第百十三條第二項第一号	第百十三條第二項第二号	第百十三條第二項第三号から第五号まで	第百十三條第四項
国の負担金百分の二十、地方公共団体の負担金百分の五十	国の負担金百分の二十、地方公共団体の負担金百分の四十二・五	地方公共団体の負担金	職員団体の負担金及び地方公共団体の負担金
国の負担金百分の七十	国の負担金百分の六十二・五	国の負担金	職員団体の負担金及び地方公共団体の負担金
専従職員(国家公務員法第百八條の二の職員(以下「職員」という。))の事務にもつぱら従事する職員である組合員(以下「専従職員」という。))の事務にもつぱら従事する組合員	専従職員(国家公務員法第百八條の二の職員(以下「職員」という。))の事務にもつぱら従事する組合員	職員団体の負担金及び地方公共団体の負担金	職員団体の負担金及び地方公共団体の負担金

「職員団体の負担金」と、同項第三号及び第五号中「地方公共団体の負担金」とあるのは「国の負担金」

第四百二十二条第二項の表中第百十三条第三項、第百十六條第一項、第百三十四條（見出しを含む）、第百三十六條第二項及び第百三十九條の項を次のように改める。

第百十六條第一項	国若しくは地方公共団体	国
第百十三條第三項		
第百三十四條（見出しを含む）	地方公共団体	国
第百三十六條第二項		
第百三十九條		
第百四十條の二第二項後段	掛金の標準となつた給料	掛金の標準となつた俸給

第百四十二條に次の一項を加える。

7 国の特別会計においてその俸給を支給する国の職員である組合員に係る第百十三條第二項第一号の短期給付に要する費用及び同項第二号の長期給付に要する費用についての国の負担金については、同項第一号の短期給付に要する費用及び同項第二号の長期給付に要する費用の百分の二十に相当する金額は、国の一般会計からそれぞれの特別会計に繰り入れるものとする。

第百九十九條中「第五号」を「第四号」に改める。

第二百条中「月以前の団体共済組合員であつた期間三年間における掛金の標準となつた給料の総額を三十六（当該三年間における団体共済組合員期間の月数が三十六に満たないときは、その団体共済組合員期間の月数）で除して得た額」を「月の掛金の標準となつた給料」に改める。

第二百二条中「第二条第一項第三号、第二項及び第三項」を「第二条第二項」に、「第四十五条」を「第四十四条の二」に改め、同条の表中第二条第二項の項を削り、同表のうち第八十八條第五項の項中「第八十八條第五項」を「第八十八條第六項」に改め、同表中第九十七條の項の次に次のように加える。

第九十八條の二第一項第一号から第三号まで	公務傷病	業務傷病
第九十八條の二第一項第四号	公務	業務

第二百二条の二の見出し中「及び遺族年金」を「遺族年金及び年金者遺族一時金」に改め、同条第一項中「又は第九十三條第一項第二号」を「第九十三條第一項第二号又は第九十八條の二第一項第二号」に改める。

第二百三条第二項中「地方公共団体」を「国及び地方公共団体」に改め、同条第三項第一号中「団体共済組合員百分の四十二・五」を「団体共済組合員百分の三十七・五」に改め、同項第二号中「遺族年金又は」を「遺族年金、」に、「遺族年金」を「遺族年金又は当該遺族年金に係る年金者遺族一時金」に改め、同条第四項各号列記以外の部分中「地方公共団体」を「国及び地方公共団体」に改め、同項第一号中「百分の十五」を「国の負担金百分の二十」に改め、同項第二号中「百分の百」を「地方公共団体の負担金百分の百」に改める。

附則第十八條の次に次の一条を加える。
（退職した者についての短期給付の特例に関する経過措置）

第十八條の二 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）（第十三章及び第十三章の二を除く）

く。以下この条において「施行法」という。の規定の適用を受ける者に対する第百四十條の二第二項の規定の適用については、同項に規定する組合員期間は、施行法の規定を適用し、又は準用して算定した第四十條第一項に規定する組合員期間とする。

2 前項に規定する者が退職した場合において、施行法の規定によりその者に退職年金が支給されることとなるときは、その者は、第百四十條の二第二項の規定の適用については、組合員期間が二十年以上である者とみなす。

附則第二十五條の次に次の一条を加える。
（年金者遺族一時金の特例）

第二十五條の二 警察職員であつた期間が十五年以上である者に係る年金者遺族一時金については、第九十八條の二第一項第二号中「組合員期間が二十年」とあるのは「警察職員であつた期間が十五年」と、同項第三号中「二十年未満である者」とあるのは「二十年未満である者（警察職員であつた期間が十五年以上である者を除く）」として、同条の規定を適用する。

2 前項に規定する者に係る年金者遺族一時金の額は、同項の規定により算定した額が、同項の規定を適用しないとしたらば受けることとなる年金者遺族一時金の額より少ないときは、当該金額とする。

附則第二十六條の次に次の一条を加える。

（警察職員に対する短期給付の特例）
第二十六條の二 警察職員に対する第百四十條

の二第二項の規定の適用については、当分の間、同項中「地方公共団体の長であつた期間が十二年以上である者」とあるのは、「警察職員であつた期間が十五年以上である者」とする。

附則第二十七條中「前条までの規定による給付」を「附則第二十六條までの規定による給付」に改める。

附則第三十二條を次のように改める。
（短期給付に係る給料と掛金との割合の特例等）

第三十二條 組合は、当分の間、短期給付に係る第百十四條第二項に規定する給料と掛金との割合を千分の三十五以内において定めなければならない。

2 国は、当分の間、組合の短期給付に要する費用につき、第百十三條第二項第一号に規定する負担割合をもつて当該費用を負担することとしたらば第百十四條第二項に規定する給料と掛金との割合が千分の三十五をこえることとなる場合においては、当該組合に対し、政令で定めるところにより、当該組合の前事業年度の各月の初日における組合員の給料の合計額（以下この項において「給料合計額」という。）に当該給料と掛金との割合が千分の三十五をこえることとなる場合における当該割合を乗じて得た金額から給料合計額に千分の三十五を乗じて得た金額を控除した金額を補助する。

別表第二を次のように改める。

別表第二		
組合員期間	日	数
一年以上 二年未満		三〇日
一年以上 三年未満		六〇日

三年以上	四年未滿	九〇日
四年以上	五年未滿	一二〇日
五年以上	六年未滿	一五〇日
六年以上	七年未滿	一八〇日
七年以上	八年未滿	二一〇日
八年以上	九年未滿	二四〇日
九年以上	一〇年未滿	二七〇日
一〇年以上	一一年未滿	三〇〇日
一一年以上	二二年未滿	三三〇日
二年以上	三三年未滿	三六〇日
三年以上	四四年未滿	三九〇日
四年以上	五五年未滿	四二五日
五年以上	六六年未滿	四六〇日
六年以上	七七年未滿	四九五日
七年以上	八八年未滿	五三五日
八年以上	九九年未滿	五七五日
一九年以上	一〇〇年未滿	六一五日

(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正)

第二条 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法昭和三十七年法律第百五十三号の一部を次のように改正する。

目次中「第三款 遺族一時金に関する経過措置(第四十五條・第四十六條)」を「第三款 遺族一時金に関する経過措置(第四十五條・第四十六條)」に改める。

第二条第一項第四号中「第五号」を「第四号」に改め、同条に次の一項を加える。

5 この法律(第十三章及び第十三章の二を除く)において「遺族」とは、新法の規定による年金たる給付(この法律の規定により新法の年金たる給付とみなされる給付を含む)に係る場合は新法第四十四條の二に規定する遺族をいうものとし、新法の規定による一時金たる給付(この法律の規定により新法の一時金たる給付とみなされる給付を含む)に係る場合は新法第四十四條の三に規定する遺族をいうものとする。

第三十六條各号列記以外の部分中「(新法第二條第一項第三号に規定する遺族をいう。第十三章及び第十三章の二を除き、以下同じ。)」を削る。

第二章第四節第三款の次に次の一款を加える。

第四款 年金者遺族一時金に関する経過措置

(公務員等による死に關する年金者遺族一時金の規定の適用)

第四十六條の二 新法第四節第三款第四款中第九十八條の二第一項第一号の規定による年金者遺族一時金に關する部分の規定は、組合員が施行日以後公務により病氣にかかり、又は負傷し、当該公務傷病により死亡した場合について適用する。

(年金者遺族一時金の受給資格に係る組合員期間)

第四十六條の三 新法第九十八條の二第一項第三号の規定による年金者遺族一時金(公務による廃疾年金を受ける権利を有する者に係る年金者遺族一時金を除く)を受ける権利に係る組合員期間は、施行日まで引き続く組合員期間及び施行日以後の組合員期間に限るものとする。

(特例による退職年金の受給権者に係る特例)

第四十六條の四 次の各号の一に該当する場合には、当該各号に規定する者の遺族に、年金者遺族一時金を支給し、遺族一時金は、支給しない。ただし、次条の規定により計算した金額がないときは、年金者遺族一時金は、支給しない。

一 組合員期間が二十年未滿である者で第八條から第十條までの規定による退職年金を受ける権利を有するものが公務傷病によらないで死亡した場合において、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

二 組合員期間が二十年未滿である更新組合員が公務傷病によらないで死亡した場合であつて、その死亡を退職とみなしたならば第八條から第十條までの規定により退職年金を受ける権利を有することとなる場合に、遺族年金を受けるべき遺族がないとき。

2 前項の場合においては、新法第九十八條の二第一項第三号の規定は、適用しない。

(特例による退職年金の受給権者に係る年金者遺族一時金の額に関する特例)

第四十六條の五 前条第一項各号の規定による年金者遺族一時金の額は、第一号に掲げる金額から第二号又は第三号に掲げる金額を控除した金額(第二号又は第三号に掲げる金額がないときは、第一号に掲げる金額)とする。

一 前条第一項各号の一に該当する場合において遺族年金を受けるべき遺族がいたとしたならば受けるべきこととなる遺族年金の額の十二分分に相当する金額

二 前条第一項第一号に該当する場合においてすでに支給を受けた退職年金(第十五條に規定する退職料及び共済法の退職年金を含む)、減額退職年金又は共済法の廃疾年金の額があるときは、その総額

三 第四十四條の規定により遺族年金から控除すべき額がある場合においては、同条第一項の規定により控除すべき額又は同条第二項の規定により控除すべき額の二倍に相当する額の総額

第五十五條第一項各号列記以外の部分中「第四十四條までの下に、第四十六條の二、第四十六條の四、第四十六條の五」を加え、同条第二項中「(前項の期間)」の下に、第四十六條の五第二号中「共済法の廃疾年金」とあるのは「廃疾年金(共済法の廃疾年金を含む。)」を加える。

第六十一條中「及び第三十五條」を「第三十五條、第四十六條の二及び第四十六條の三」に改める。

第八十五條の二を第八十五條の四とし、第八十五條の次に次の二條を加える。

(地方公共団体の長の年金者遺族一時金の受

給資格に関する特例

第八十五条の二 次の各号の一に該当する場合
には、当該各号に規定する者の遺族に、年金
者遺族一時金を支給し、遺族一時金は、支給
しない。ただし、次条の規定により計算した
金額がないときは、年金者遺族一時金は、支
給しない。

一 地方公共団体の長であつた期間が十二年
未満である者で第六十七条第一項又は第二
項の規定による退職年金を受ける権利を有
するものが公務傷病によらないで死亡した
場合において、遺族年金を受けるべき遺族
がないとき。

二 地方公共団体の長であつた期間が十二年
未満である者が公務傷病によらないで死亡
した場合であつて、その死亡を退職とみな
したならば第六十七条第一項又は第二項の
規定により退職年金を受ける権利を有する
こととなる場合において、遺族年金を受け
るべき遺族がないとき。

2 前項の場合においては、新法第九十八条の
二第一項第三号の規定は、適用しない。

(地方公共団体の長の年金者遺族一時金の額
に関する特例)

第八十五条の三 前条第一項各号の規定による
年金者遺族一時金の額は、同項各号の一に該
当する場合において遺族年金を受けるべき遺
族がいたとしたらば受けるべきこととなる
遺族年金の額の十二分分に相当する金額と
し、当該年金者遺族一時金からの控除につい
ては、第四十六条の五の規定の例による。

2 前項の規定により算定した年金者遺族一時
金の額が、前条の規定を適用しないものとし
て算定した年金者遺族一時金の額より少ない
ときは、当該金額を年金者遺族一時金の額と
する。

3 第六十七条第四項の規定は、前項の場合に
おいて、前条の規定を適用しないものとして

算定するときについて準用する。

第八十六条中「第六十七条第二項」の下に「と、
第八十五条の三第一項中「第四十六條の五」とあ
るの「第五十五條第一項において準用する第
四十六條の五」を加える。

第八十五条の二を第五十五條の四とし、第五十五
條の次に次の二条を加える。

(警察職員の年金者遺族一時金の受給資格に
関する特例)

第八十五条の二 次の各号の一に該当する場合に
は、当該各号に規定する者の遺族に、年金者
遺族一時金を支給し、遺族一時金は、支給し
ない。ただし、次条の規定により計算した金
額がないときは、年金者遺族一時金は、支給
しない。

一 警察職員であつた期間が十五年未満であ
る者で第八十九條第一項又は第二項の規定
による退職年金を受ける権利を有するもの
が公務傷病によらないで死亡した場合にお
いて、遺族年金を受けるべき遺族がないと
き。

二 警察職員であつた期間が十五年未満であ
る者が公務傷病によらないで死亡した場合
であつて、その死亡を退職とみなしたなら
ば第八十九條第一項又は第二項の規定によ
り退職年金を受ける権利を有することとな
る場合において、遺族年金を受けるべき遺
族がないとき。

2 前項の場合においては、新法第九十八条の
二第一項第三号の規定は、適用しない。

(警察職員の年金者遺族一時金の額に關する
特例)

第八十五條の三 前条第一項各号の規定による年
金者遺族一時金の額は、同項各号の一に該
当する場合において遺族年金を受けるべき遺
族がいたとしたらば受けるべきこととなる遺
族年金の額の十二分分に相当する金額とし、
当該年金者遺族一時金からの控除について

は、第四十六條の五の規定の例による。

2 前項の規定により算定した年金者遺族一時
金の額が、前条の規定を適用しないものとし
て算定した年金者遺族一時金の額より少ない
ときは、当該金額を年金者遺族一時金の額と
する。

3 第八十九條第四項の規定は、前項の場合に
おいて、前条の規定を適用しないものとして
算定するときについて準用する。

第八十六條中「年数」の下に「と、第五十五條の
三第一項中「第四十六條の五」とあるの「第五
十五條第一項において準用する第四十六條の
五」を加える。

第二百二十條の二を第二百二十條の四とし、第百
二十條の次に次の二条を加える。

(消防組合員の年金者遺族一時金の受給資格
に關する特例)

第二百二十條の二 次の各号の一に該当する場合
には、当該各号に規定する者の遺族に、年金
者遺族一時金を支給し、遺族一時金は、支給
しない。ただし、次条の規定により計算した
金額がないときは、年金者遺族一時金は、支
給しない。

一 消防組合員であつた期間が二十年未満で
ある者で第二百十條第一項又は第二項の規定
による退職年金を受ける権利を有するもの
が公務傷病によらないで死亡した場合にお
いて、遺族年金を受けるべき遺族がないと
き。

二 消防組合員であつた期間が二十年未満で
ある者が公務傷病によらないで死亡した場
合であつて、その死亡を退職とみなしたな
らば第二百十條第一項又は第二項の規定によ
る退職年金を受ける権利を有することとな
る場合において、遺族年金を受けるべき遺
族がないとき。

2 前項の場合においては、新法第九十八條の
二第一項第三号の規定は、適用しない。

(消防組合員の年金者遺族一時金の額に關す
る特例)

第二百二十條の三 前条第一項各号の規定による
年金者遺族一時金の額は、同項各号の一に該
当する場合において遺族年金を受けるべき遺
族がいたとしたらば受けるべきこととなる
遺族年金の額の十二分分に相当する金額と
し、当該年金者遺族一時金からの控除につい
ては、第四十六條の五の規定の例による。

2 前項の規定により算定した年金者遺族一時
金の額が、前条の規定を適用しないものとし
て算定した年金者遺族一時金の額より少ない
ときは、当該金額を年金者遺族一時金の額と
する。

3 第二百十條第四項の規定は、前項の場合にお
いて、前条の規定を適用しないものとして算
定するときについて準用する。

第二百二十一條中「第二百十條第二項」の下に
「と、第二百二十條の三第一項中「第四十六條の
五」とあるの「第五十五條第一項において準用
する第四十六條の五」を加える。

第二百三十四條第一号中「又は遺族一時金」を
「遺族一時金又は年金者遺族一時金」に改める。
第二百四十三條の十六中「第二條第一項第三号」
を「第二百四十三條の三」に改め、同條の次に次の二
条を加える。

(業務傷病による死亡に係る年金者遺族一時
金の規定の適用)

第二百四十三條の十六の二 新法第二百二條にお
いて準用する新法第九十八條の二の規定中同
條第一項第一号の規定による年金者遺族一時
金に關する部分の規定は、団体共済組合員が
施行日以後業務により病氣にかかり、又は負
傷し、当該業務傷病により死亡した場合につ
いて適用する。

(年金者遺族一時金の受給資格に係る団体共
済組合員期間)
第二百四十三條の十六の三 新法第二百二條にお

いて準用する新法第九十八条の二第一項第三号の規定による年金者遺族一時金（業務による廃疾年金を受ける者に係る年金者遺族一時金を除く。）を受ける権利に係る団体共済組合員期間及び施行日以後の団体共済組合員期間に限るものとする。

（昭和四十二年、昭和四十三年及び昭和四十四年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律の一部改正）

第三条 昭和四十二年、昭和四十三年及び昭和四十四年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律（昭和四十二年法律第五号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条の次に次の一条を加える。

第十條の二 更新組合員（施行法第二條第一項第十号に規定する更新組合員をいう。）又は団体共済更新組合員（施行法第四十三條第一項第五号に規定する団体共済更新組合員をいう。）で昭和四十四年十月三十一日までに退職することとなるものうち、昭和四十六年五月三十一日までに退職した者について新法第八十三條第一項及び第二項（同法第二百二條において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定を適用する場合において、その者が、退職の日から六十日以内に、退職一時金の額の計算上新法第八十三條第二項第二号に掲げる金額の控除を受けたいことを希望する旨を組合（新法第三條第一項に規定する組合をいう。以下この条において同じ。）又は団体共済組合（新法第七十四條第一項に規定する団体共済組合をいう。以下この条において同じ。）に申し出たときは、新法第八十三條第一項及び第二項の規定にかかわらず、その者の退職一時金については、同法第三項（新

法第二百二條において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定を適用する。

2 前項に規定する更新組合員又は団体共済更新組合員が昭和四十四年十一月一日から地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第 号）の公布の日（以下「一部改正法の公布の日」という。）の前日までの間に退職したときは、その者に対しても同項と同様とする。この場合において、同項中「退職の日」とあるのは、「一部改正法の公布の日」とする。

3 前項に規定する者が再び組合又は団体共済組合の組合員となつて退職した場合において、新法の規定による退却年金又は廃疾年金を受ける権利を有することとなつたときは、その者は、第一項に規定する申出をすることができない。

4 第二項の規定の適用により同項に規定する者に新法第八十三條第三項の退職一時金を支給する場合において、その者に同項の退職に係る組合員期間に基づく退職一時金として支給された金額があるときは、当該金額は、同項の規定の適用により支給すべき退職一時金の内払とみなす。

5 第二項の規定の適用により退職一時金の支給を受けた者が、当該退職一時金に係る組合員期間に基づく通算退職年金を受ける権利を有しているときは、当該権利は、一部改正法の公布の日の前日において消滅する。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条中地方公務員等共済組合法第七條第二項及び第二百二十三條第二項本文の改正規定並びに第三条の規定は、公布の日

から施行する。
（長期給付の給付額の算定の基礎となる給料に關する経過措置）

第二条 この法律の施行（前条本文の規定による施行をいう。）の日（以下「施行日」という。）前に地方公務員等共済組合法の退職（死亡を含む。次項において同じ。）をした組合員に係る同法の規定による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、廃疾年金又は遺族年金（それぞれ地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の規定によりこれらの年金とみなされる年金を含む。）で、施行日の前日において現に支給されているものについては、施行日の属する月の翌月分以後、その額を、第一条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法（以下「新法」という。）及び第二条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（以下「新施行法」という。）の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の場合又は施行日の前日から引き続き組合員であつた者が施行日以後三年内に地方公務員等共済組合法の退職をしたものに係る年金たる長期給付の給付額の算定について新法及び新施行法の規定を適用した場合において、これらの規定により算定した年金の額が第一条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（以下この項において「旧法」という。）及び第二条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（以下この項において「旧施行法」という。）の規定により算定した年金の額より少ないときは、旧法及び旧施行法の規定による年金の額をもつて当該年金の額とする。

（遺族に対して支給する給付に關する経過措置）

第三条 新法及び新施行法中遺族に対して支給する給付に關する部分の規定は、前条の規定の適用がある場合を除き、施行日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例によ

る。

（掛金、負担金等に関する経過措置）

第四条 新法第九十三條第二項及び第四項、第九十六條第一項、第九十四條第四項、第九十四條第一項（新法第九十四條第二項において準用する場合を含む。）及び第四項、第九十四條第二項及び第七項、第二百三條第三項及び第四項並びに附則第三十二條の規定は、施行日の属する月の翌月分以後の掛金、負担金及び補助金について適用し、同月分の月分の掛金及び負担金については、なお従前の例による。

（退職一時金に關する経過措置）

第五条 新法別表第二（新法第二百二條において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に給付事由が生じた給付について適用し、同日前に給付事由が生じた給付については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六条 前四条に定めるもののほか、地方公務員等共済組合法及び地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の改正に伴う経過措置について必要な事項は、政令で定める。

（日雇労働者健康保険法の一部改正）

第七条 日雇労働者健康保険法（昭和二十八年法律第二百七号）の一部を次のように改正する。

第七條中「被保険者であるとき」の下に「地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二號）第四百四十條の二第三項に規定する任意継続組合員である同法の組合の組合員であるとき」を加える。

第十八條第一項中「（昭和三十七年法律第五十二號）」を削る。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約六百億円の見込みである。

第二部

地方行政委員会會議録第十七号

昭和四十五年四月二十八日

【参議院】

昭和四十五年五月二十一日印刷

昭和四十五年五月二十二日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局